

米ドル建 終身保険



一時払い 市場価格調整機能あり

指定通貨建積立利率更改型一時払終身保険(無告知型/無配当)

本商品はソニー生命のライフプランナー及び代理店が販売する「指定通貨建積立利率更改型一時払終身保険(無告知型)」と同一商品ですが、新契約時に円建の取扱はありません。

未来の安心と資産形成に
「米ドル」という視点をプラス

商品パンフレット兼 重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報) 契約締結前交付書面

お申し込みにあたって、生命保険募集人から、右記の点について口頭でご説明いたします。

- ①商品パンフレット兼重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ②保険金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分は特に重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申し込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載されていますので、必ずご確認ください。

この商品は生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。



- 解約時の市場金利や為替レートの変動により、損失が生じることがあります。詳しくはP.11~12・22・30
- ご負担いただく諸費用により、損失が生じることがあります。詳しくはP.31~32

[引受保険会社]



[募集代理店]

あなたの未来を強くする

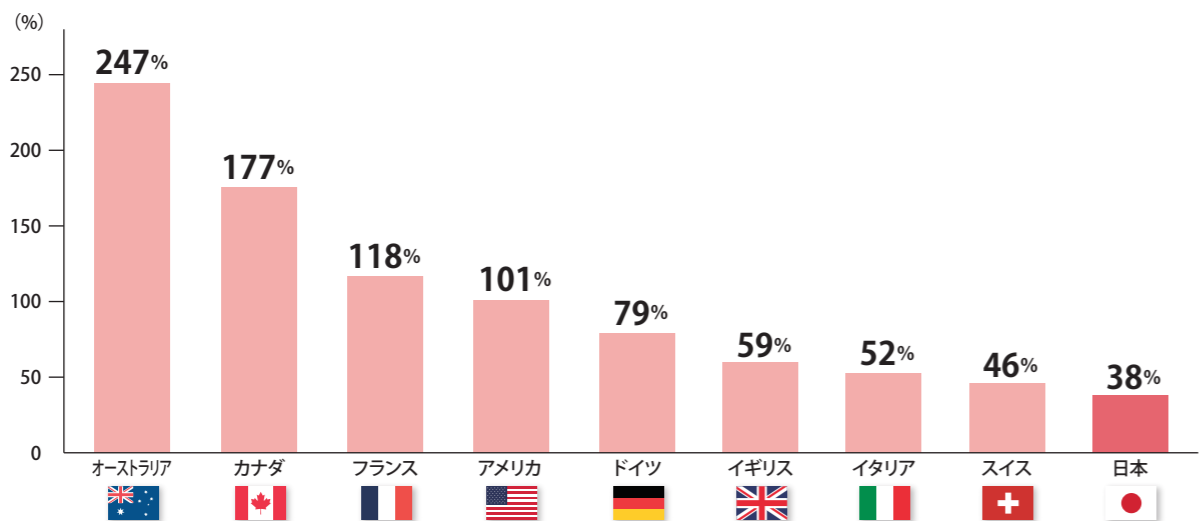




外貨はますます身近に

日本の食料自給率は、

諸外国と比較すると低い水準にあるってご存知ですか？



出 農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」等を基に農林水産省が東京大学デジタルオペザバトリ研究推進機構と連携して試算(スイスについては政府公表値)

※ 2022年(暦年)の数値をカロリーベースで掲載(日本のみ2024年(年度))

※ 畜産物及び加工品については、輸入飼料及び輸入原料を考慮して計算

身近な食材も実は輸入に頼っています

たとえば、こんな食材を海外から輸入しています。



● 食料の品目別輸入率

その他*1 輸入量

牛肉 **60.2%**

479,000t 724,000t

魚介類 **57.9%**

2,699,000t 3,713,000t

小麦 **82.0%**

1,171,000t 5,331,000t

大豆 **86.2%**

496,000t 3,093,000t

出 農林水産省「食料需給表」(2024年度)

品目別輸入率は、輸入量/国内消費仕向量*2にて算出

※1 その他=国内生産量-輸出量-在庫の増加量(または+在庫の減少量)

※2 国内消費仕向量=国内生産量+輸入量-輸出量-在庫の増加量(または+在庫の減少量)

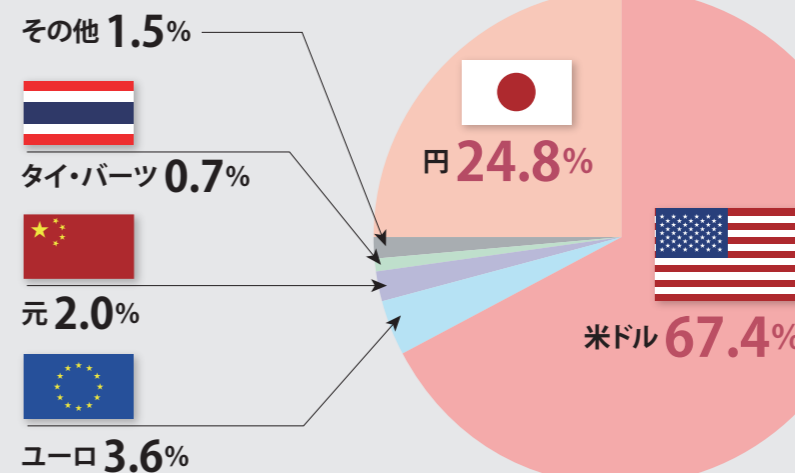
食材を買うための通貨も外国のもの

日本への輸入取引の際に使用されている通貨は、実はほとんどが外貨。

円で決済される比率はわずか4分の1ほどなんです。

食材だけに限らず、私たちの身のまわりのものも、外貨で取引して輸入されたものがたくさんあります。

● 貿易取引通貨別比率(日本への輸入) ●



外貨はさまざまな輸入品の値段に影響しています。



出 財務省「貿易取引通貨別比率」(2025年下半期)

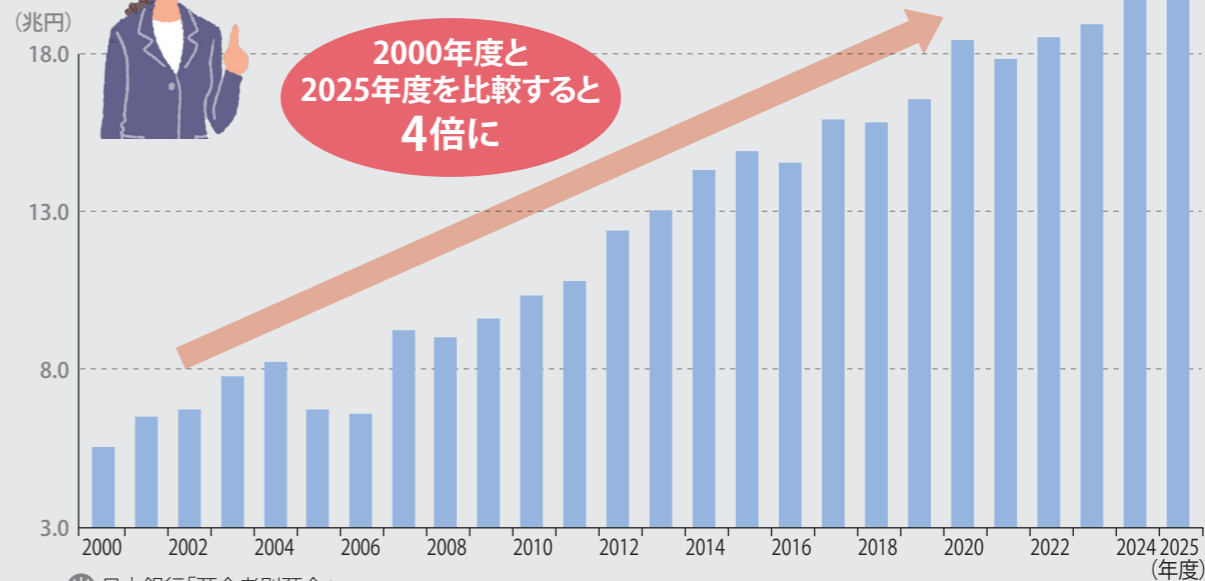
外貨預金額は増加傾向

国内銀行における個人・一般法人の外貨預金額は25年で約4倍と増加傾向にあります。

外貨を持つ人って増えていきます。



● 国内銀行における個人・一般法人の外貨預金額推移 ●



2000年度と2025年度を比較すると4倍に

出 日本銀行「預金者別預金」

⚠ 当該データは「外貨預金額」の推移を示すものであり、生命保険に関するデータではございません。

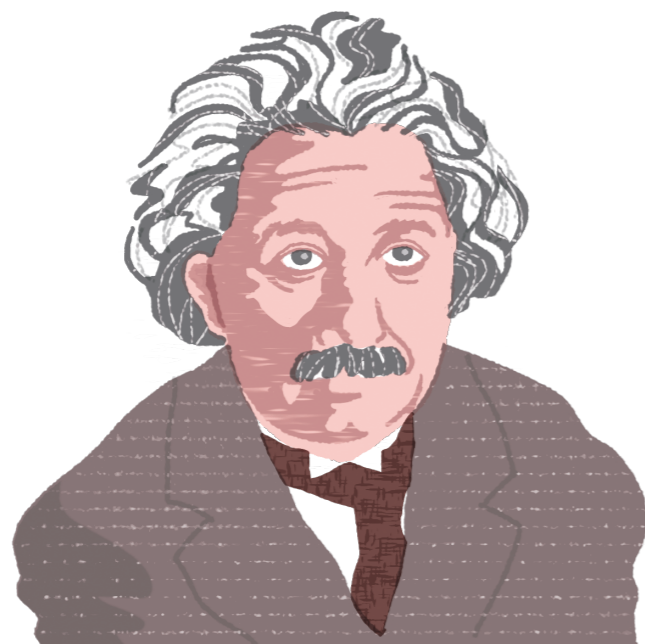


金利のチカラ

かの有名な物理学者

アインシュタインは言いました。

“人類最大の発明は「複利」である”



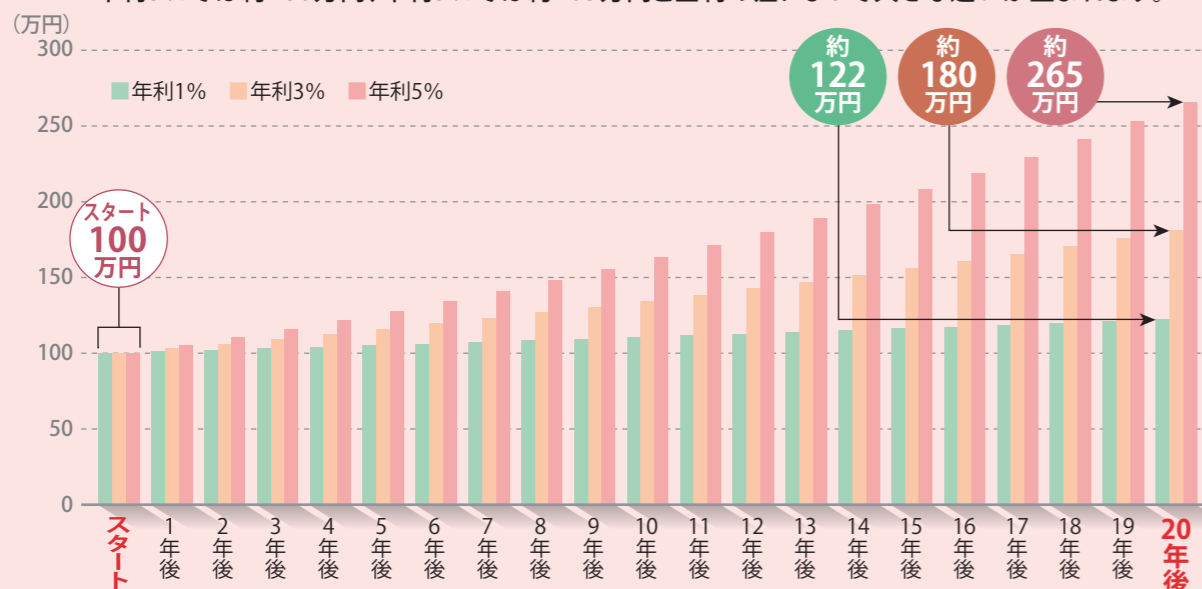
金利のチカラって
すごいんですね。



微差が大差になるのが金利のチカラ

100万円を年利1%で複利運用すると20年後に約122万円になります。

年利3%では約180万円、年利5%では約265万円と金利の差によって大きな違いが生まれます。



⚠ 当該データは預貯金等の金利による差を示すものであり、生命保険における払込保険料に対する運用利回りを示すものではありません。

たとえ1%でも大きな違いに

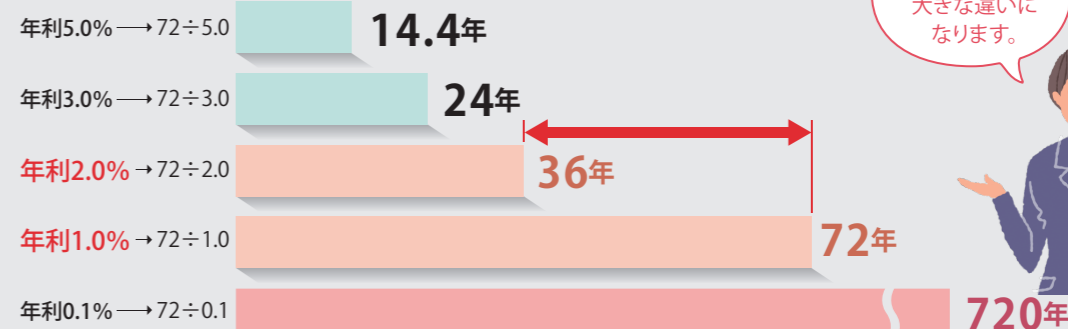
一括投資の元本が約2倍になるまでに必要な年数を求められる「72の法則」をご存知でしょうか。

年利1%と年利2%を比べてみると、その差はわずか1%ですが、

元本が2倍になるまでにかかる期間には大きな違いがでることがわかります。

「72の法則」で、一括投資の元本が約2倍になるまでに必要な年数を計算

計算式 $72 \div \text{年利}$ 例 年利3.0%で運用すると、 $72 \div 3.0 = \text{約}24\text{年}$



たった1%の
金利の差が
大きな違いに
なります。



⚠ 当該データは預貯金等の金利による差を示すものであり、生命保険における払込保険料に対する運用利回りを示すものではありません。

米国の金利に目を向けてみませんか？

金利のチカラが大きいとわかってても、低金利が続く日本では…。

日本円に比べて相対的に高い利率で推移している米国に目を向けてみることも、

資産運用のポイントです。



Ⓜ Bloomberg L.P.

※ 上記グラフは過去の実績であり、将来を約束するものではありません。2026年1月までの数値を反映。

⚠ 当該データは過去の10年国債の利回りを示すものであり、生命保険における払込保険料に対する運用利回りを示すものではありません。

外貨について
4つのおきたいこと



変化する為替相場

円高?円安?

海外旅行でお買い物をするとき、
安く買えるのはどっち?



円高・円安

他国の通貨と自国の通貨を交換することを「為替」といい、交換する際の比率を「為替レート」といいます。

この為替レートの動きを「円高」や「円安」と呼んでいます。



「円高・ドル安」になると、米ドルで取引しているモノが安く買えます。

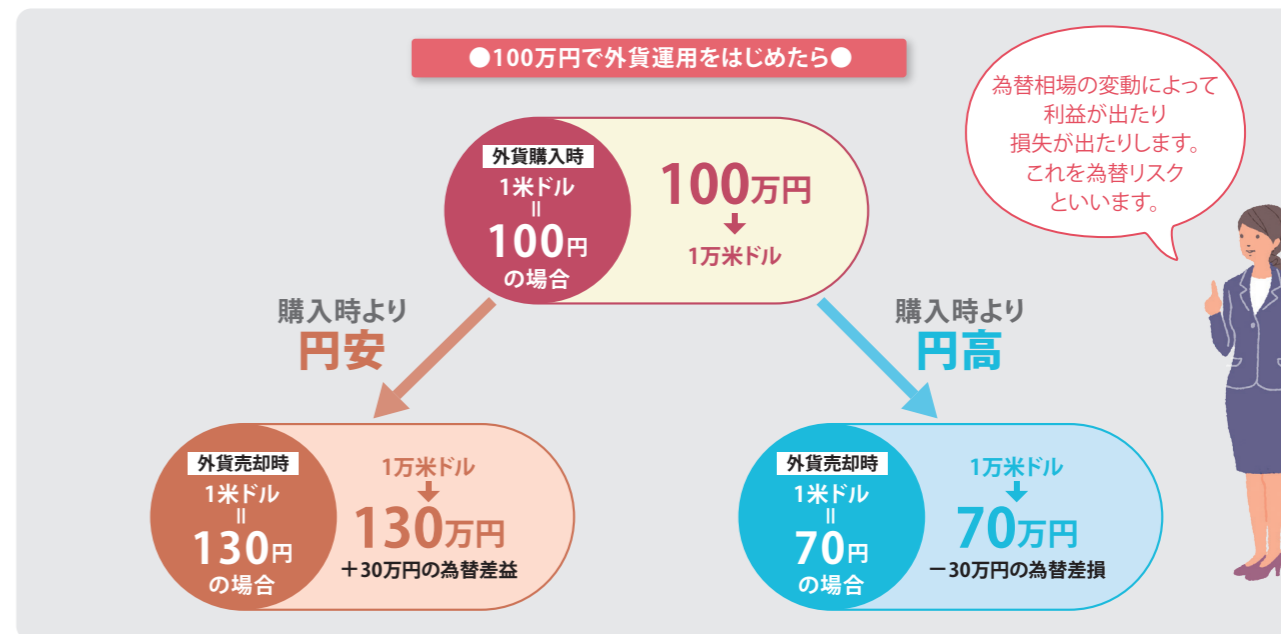
海外旅行はもちろん、海外からの輸入品も安くなりますよ!

<p>1米ドル=100円の時 10米ドルのTシャツは 1,000円で買えます。</p>	→	<p>1米ドル=70円になったら 10米ドルのTシャツは 700円で買えます。</p>	<p>同じ10米ドルのTシャツが 円では300円(=1,000円-700円) 安く買えるようになりました。</p>
---	---	---	---

これは、円に対する米ドルの価値が下がった(=円の価値が上がった)ためです。
これを「円高・ドル安」といいます。

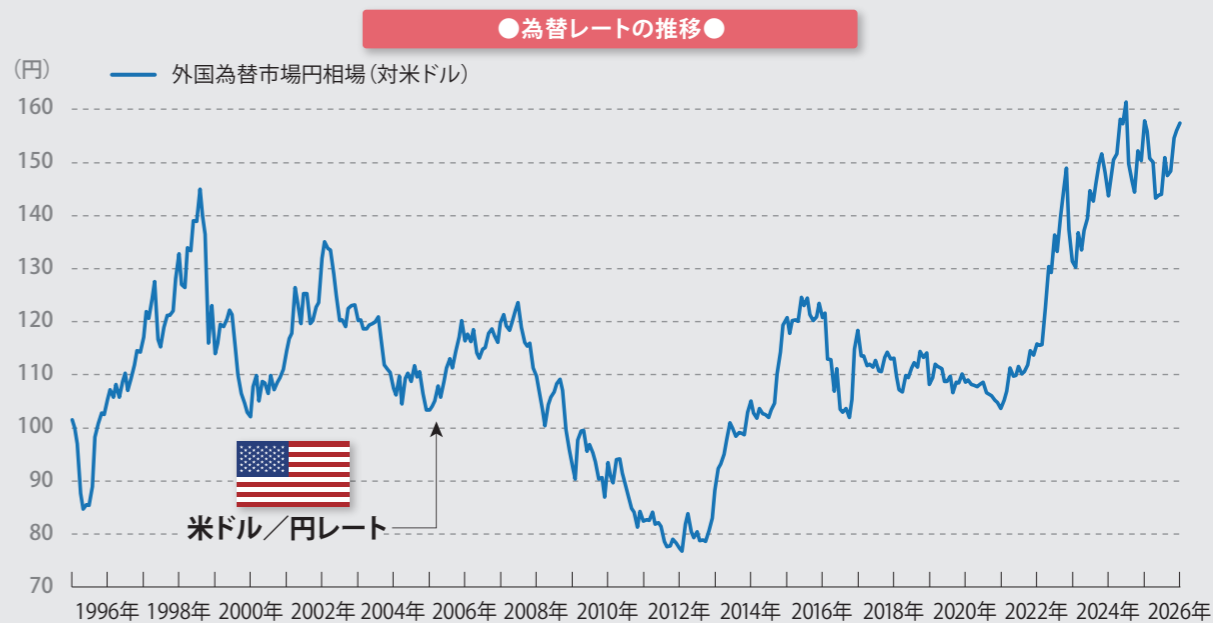
「為替リスク」を理解する

外貨で運用を考える際には、為替相場の変動による「為替リスク」を理解しておくことが必須です。
外貨を購入したときよりも、外貨を売却するときに「円安」であれば利益(為替差益)が出る反面、
「円高」になった場合には損失(為替差損)が出ます。



為替レートは刻々と変化している

為替レートには、金利差や経済、政治情勢などさまざまな要因が影響を与えます。
これらの要因が複雑にからみ合って、為替レートは刻々と変化しているのです。



出 三菱UFJ銀行TTM Bloomberg L.P.

※ 上記グラフは過去の実績であり、将来を約束するものではありません。2026年1月までの数値を反映。



大切な資産を守るリスク分散

経済のグローバル化で世界情勢が家計にも影響する時代。
資産は「円」だけで大丈夫？



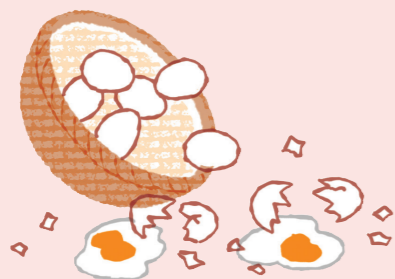
外貨の保有には
円の「もしも」に
備えるという効果も
あるんです。



すべての卵をひとつのカゴに盛るな

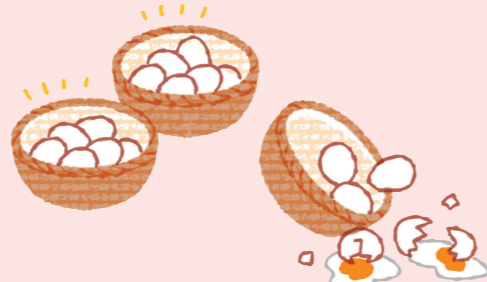
すべての卵をひとつのカゴに盛っていると、カゴを落としたときにすべての卵が割れてしまうおそれがあります。
同じように資産もひとつの金融商品だけで保有していると、大きな損失が発生する可能性があります。
「すべての卵をひとつのカゴに盛るな」長い目で着実に運用を続けていくには忘れてはならない格言です。

ひとつの資産だけで保有!



ひとつのカゴに盛っていると、
カゴを落としてしまったとき、
すべての卵が割れてしまう

複数の資産に分散して保有!



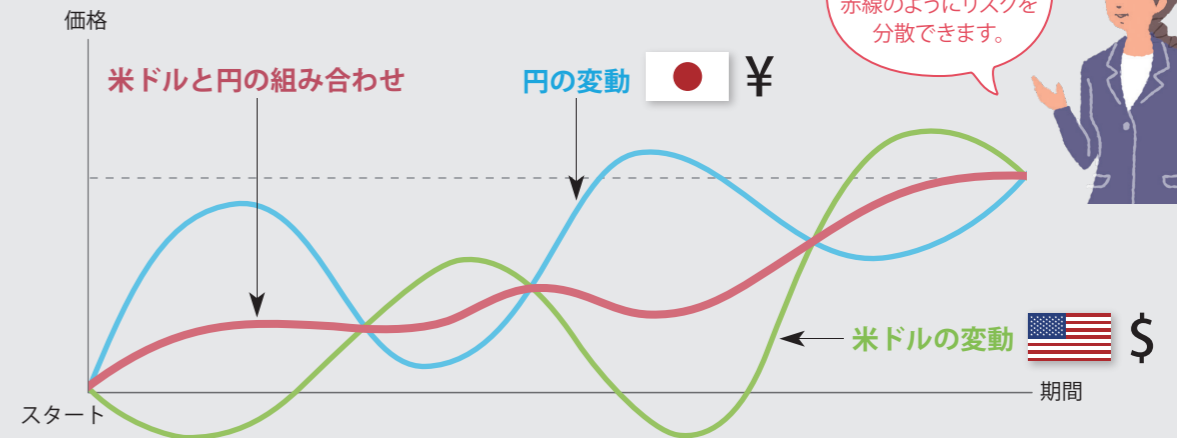
カゴを分けて卵を盛れば
ひとつのカゴを落としてしまっても
ほかのカゴの卵は割れない

なにに分散すればいい?

資産分散 ~複数の資産に分散する~

米ドルと円、複数の通貨を保有することで、経済状況などによる通貨価値の変動リスクを抑える効果が期待できます。

●イメージ図(複数の通貨を保有した場合)

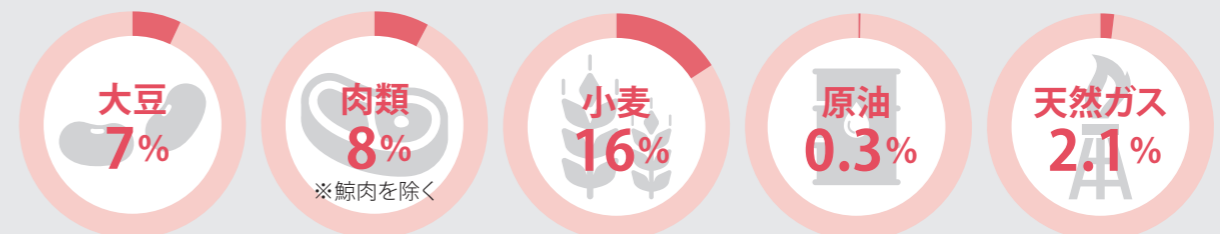


円の資産が上がり、米ドルの資産が下がった場合、
米ドルの資産と円の資産を組み合わせた価格変動は緩やかになります。

円安時の物価上昇に備える

日本は石油などのエネルギーや、小麦などの生活に欠かすことのできない多くのモノを海外からの輸入に頼っています。
このため、もし将来円安になると、いろいろなモノの値段が上がる可能性があります。
資産の一部を外貨建てで保有していれば、その分は円安による為替差益を得られますので、
生活への圧迫を和らげる効果が期待できます。

●主な日本の自給率●

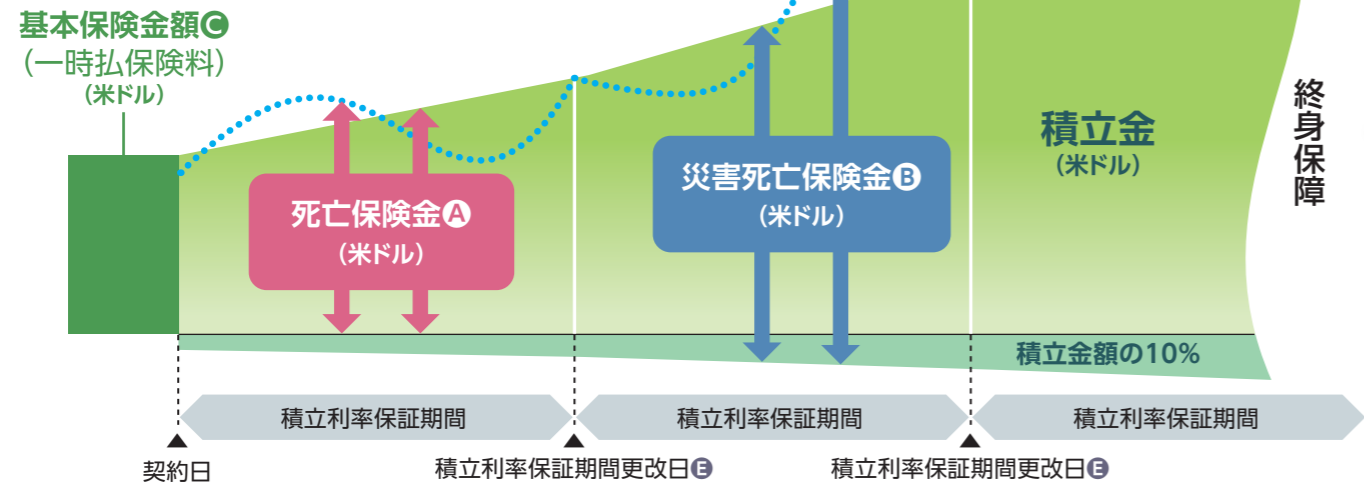


出 農林水産省「食料需給表」(2024年度) ※大豆、肉類(捕鯨を除く、飼料自給率を考慮)、小麦(いずれも重量ベース)
経済産業省「エネルギー動向」(2025年6月度)
※原油:【第13-1-2】国産と輸入原油供給量の推移 輸入比率2023年度数値より計算
※天然ガス:【第13-1-9】天然ガスの国産、輸入別の供給量 輸入比率2023年度数値より計算

一時払い 市場価格調整機能あり

■仕組図 (図はイメージです)

※以下の仕組図は積立利率保証期間が10年の場合で、通貨・積立利率・積立利率保証期間が契約時と同一と仮定して作成したものです。実際の積立金額等の推移とは異なります。



積立利率保証期間 積立利率保証期間は10年・20年・30年のいずれかを指定できます。お選びいただける積立利率保証期間には、所定の制限がございます。

解約返戻金 解約控除期間 (10年) 市場価格調整 (MVA) 市場価格調整 (MVA) 市場価格調整 (MVA)

市場価格調整 (MVA) について詳しくは11ページをご参照ください。

■お支払い事由

お支払い事由	お支払い額	お受け取りになる人
死亡保険金 A	死亡したとき 被保険者が死亡した日における指定された通貨建の以下のいずれか大きい金額 ①積立金額 ②解約返戻金額	死亡保険金受取人
災害死亡保険金 B	不慮の事故*1 (事故日から180日以内) や所定の感染症*2を直接の原因として死亡したとき 以下の合計額 ①死亡保険金額と同額 ②被保険者が死亡した日における積立金額×10%*3	

*1 不慮の事故について、詳細は「ご契約のしおり・約款」別表2をご覧ください。
 *2 所定の感染症について、詳細は「ご契約のしおり・約款」別表15をご覧ください。
 *3 計算により1セント未満または1円未満の端数が生じた場合には、端数を四捨五入します。

■保険料・解約返戻金・積立利率保証期間更改日・解約控除期間

- 一時払保険料 C** ●一時払保険料の全額が基本保険金額になります。(契約初期費用の負担はありません)
- 解約返戻金 D** ●市場価格調整 (MVA) により増減します。
※積立利率保証期間更改日に解約等をされる場合、市場価格調整 (MVA) は行いません。
- 積立利率保証期間更改日 E** ●通貨・積立利率保証期間等に応じて積立利率が新たに設定されます。
●積立利率保証期間、通貨 (米ドルから日本円のみ) の変更*4が出来ます。
*4 変更のお手続は積立利率保証期間更改日の前日までに行っていただきます。
- 解約控除期間 F** ●契約後10年未満で解約等をされる場合は、解約控除費用が積立金から差し引かれます。

●この保険には高度障害状態に該当した場合の保障はありません。
 ●死亡保険金と災害死亡保険金を重複してお支払いすることはありません。
 ●いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、その後の保障はなくなります。

健康に不安のある方でも加入しやすい、一生涯保障の米ドル建保険です。

●本商品はソニー生命のライフプランナー及び代理店が販売する「指定通貨建積立利率更改型一時払終身保険 (無告知型)」と同一商品ですが、新契約時に円建の取扱はありません。

この資料で説明しておりますソニー生命の指定通貨建積立利率更改型一時払終身保険 (無告知型) は、保険業法300条の2において準用される金融商品取引法の対象となる保険商品です。

POINT 1 家族のためにのこす

死亡保険金 災害死亡保険金

相続を「争続」にせず、のこしたい人にスムーズに財産を引き継げます。

- 確実に、保険契約上の受取人に保険金が支払われます。生命保険は受取人固有の財産となるため、他の相続人の相続財産額と比べて著しく不平等となる場合を除き、原則として遺産分割協議の対象外です。
※受取人には配偶者および2親等以内の親族 (父母、祖父母、兄弟姉妹、子・子の配偶者、孫・孫の配偶者) を指定できます。
- 複数の受取人が個別に保険金を請求できるので「争続」防止に役立ちます。代表者が複数の受取人を代表して請求・受け取るよりも、トラブルの起こりにくいくみです。
- 相続税の課税の際に、税制のメリットがあります。生命保険金の非課税限度額は「500万円×法定相続人の数」で計算されます。

POINT 2 生きがいにつかう

解約返戻金

解約返戻金 (米ドル) をさまざまなライフイベントにご活用いただけます。

- 米国の金利を生かして積立金を増やすことができます。
- 保険料負担者と解約返戻金の受取人が同一の場合、解約返戻金は一時所得の対象となります。

⚠ 契約から10年間は解約時、基本保険金額の減額時に解約控除費用が差し引かれます。また、解約時、基本保険金額の減額時には金利変動リスクと為替リスクが複合的に発生する可能性があるため、予期しない損失が生じるおそれがあります。

ここもPOINT 一生涯続く保障に、健康状態に関する告知や診査なしでお申し込みいただけます。

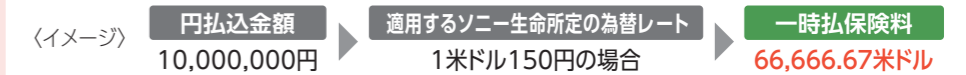
- ご加入にあたって ●健康に不安がある方でも加入しやすい「無告知型」です*5。
- 5歳から90歳*6まで幅広い年齢の方にご加入いただけます。
- *5 契約者、被保険者が入院中の場合などはお申し込みいただけません。 *6 被保険者の年齢です。

特約で、もっと便利に ※新契約時にのみ付加可能です。この特約のみを解約することはできません。

円払込外貨換算特約 ●特約の保険料はありません。

保険料を円でぴったり入金できます。

日本円でお払い込みいただいた金額をもとに米ドル建の基本保険金額 (一時払保険料) を設定することができます。



初期円換算死亡保険金最低保証特約 ●この特約にはご負担いただく費用があります。

ご契約から一定期間、死亡保険金を最低保証することができます。

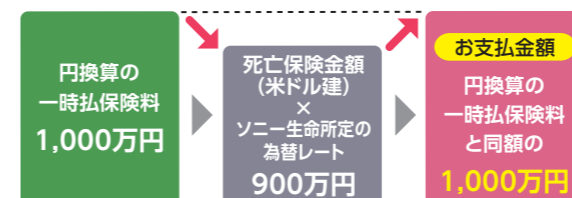
右記の期間 (円換算死亡保険金最低保証期間)、以下の①または②のいずれか大きい金額を、日本円で死亡保険金としてお支払いします。

- ①払込通貨が米ドル：一時払保険料の円換算額
- ②払込通貨が日本円：円払込金額

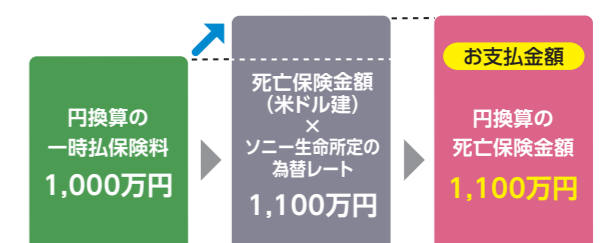
被保険者の年齢	円換算死亡保険金最低保証期間
5歳～74歳	2年または5年
75歳～90歳	2年

一時払保険料の領収日より、必要な書類がソニー生命に到着した日の為替レートが円高の場合

円換算の一時払保険料まで最低保証!



一時払保険料の領収日より、必要な書類がソニー生命に到着した日の為替レートが円安の場合

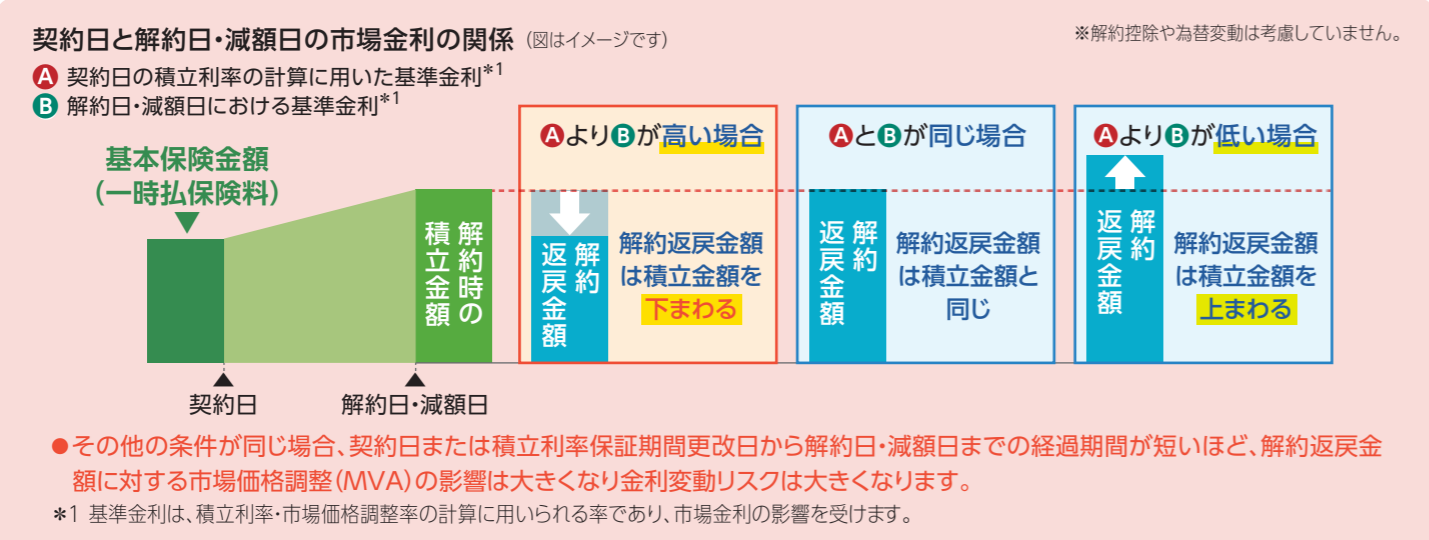


- 災害死亡保険金は死亡保険金の支払額と同額部分のみが最低保証の対象となります。
- この特約を付加しない場合に比べ主契約に適用される利率が低くなります。なお、円換算死亡保険金最低保証期間が満了したときにこの特約は消滅し、以降は主契約の積立利率が適用されます。
- 解約返戻金に最低保証はありません。
- 金利情勢等によりお取り扱いを見合わせる種目がある場合があります。

この保険のリスクについてご説明します。

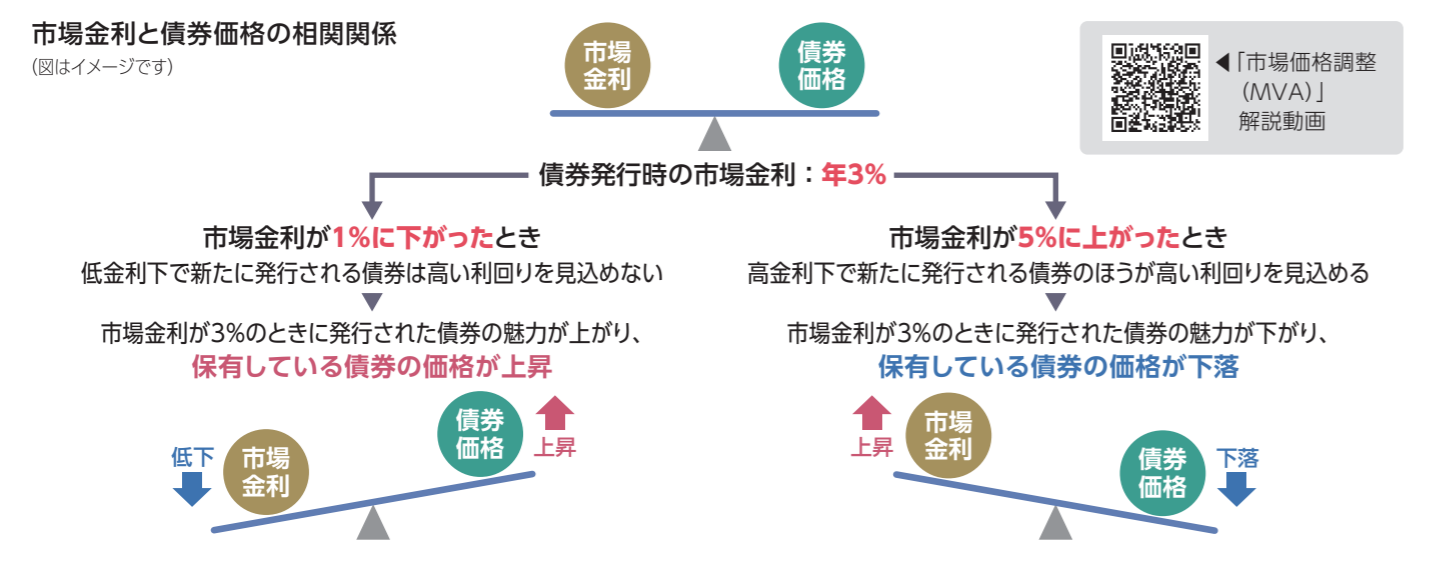
【金利変動リスク】市場金利の変動による価格変動リスク

この保険では、市場価格調整(MVA)を行うため、金利の変動による金利変動リスクがあります。そのため、**解約日・基本保険金額の減額日の市場金利が契約日または積立利率保証期間更改日と比較して低下した場合には解約返戻金額は増加しますが、上昇した場合には減少し、解約返戻金額が一時払保険料を下まわる場合があり、損失が生じるおそれがあります。**
 特に、**契約日または積立利率保証期間更改日に比べ、市場金利が上昇傾向にあるときの解約・基本保険金額の減額にご注意ください。**



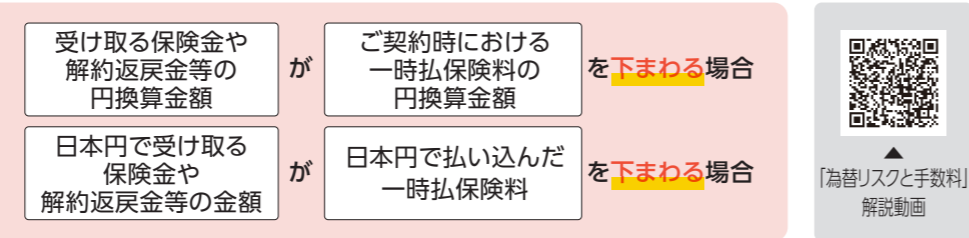
市場価格調整(MVA)について MVA=Market Value Adjustment

この保険では、市場金利に応じた運用資産(債券など)の価格変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整(MVA)を行っています。解約日・基本保険金額の減額日の市場金利が契約日または積立利率保証期間更改日と比較して上昇した場合には、解約返戻金額は減少し、低下した場合には増加します。



【為替リスク】為替相場の変動による価格変動リスク

保険料・保険金・解約返戻金等を米ドルでお取り扱いします。**米ドルと日本円を交換する際には為替相場の変動の影響を受けるため、保険料・保険金・解約返戻金等が変動(増減)し、右記の場合などで損失を生じるおそれがあります。**



保険にはさまざまな機能があります。

※各種制度のご利用にあたっては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

年金でのお受け取り

5年ごと利差配当付年金支払特約を付加することにより、保険金等または解約返戻金相当額を年金で受け取ることができます。
 ※年金は円でのお受け取りになります。

ニーズの変化などにより資金が必要になった場合

- 解約**
 保険契約を解約することができます。解約をした場合、解約返戻金を保険契約者にお支払いします。
 ※解約した場合、以後の保障はなくなります。
- 基本保険金額の減額**
 所定の範囲内であれば、基本保険金額を減額することができます。減額した場合、減額は解約したものとして取り扱い、解約返戻金を保険契約者にお支払いします。

保険内容の変更を希望する場合 積立利率保証期間更改日の前日までにソニー生命にお申し出いただくことで、以下の取扱が可能です。

- 積立利率保証期間の変更**
 積立利率保証期間更改日の前日までにソニー生命にお申し出いただくことで、**積立利率保証期間を変更することができます。**積立利率保証期間更改日における被保険者の年齢によりお選びいただける積立利率保証期間は以下のとおりです。

		積立利率保証期間*2		
		10年	20年	30年
被保険者の年齢*3	【米ドル建】25歳～70歳 【円建】20歳～70歳	○	○	○
	【米ドル建】71歳～80歳	○	○	×

*2 選択可能な積立利率保証期間は積立利率保証期間更改日にお取り扱いしている積立利率保証期間に限ります。
 *3 被保険者の年齢が81歳以降は積立利率保証期間は10年のみとなります。なお、被保険者の年齢が101歳以上で到来する積立利率保証期間更改日以後は、積立利率保証期間の更改は行いません。

●通貨の変更

積立利率保証期間更改日の前日までにソニー生命にお申し出いただくことで、指定通貨を米ドルから、日本円に変更することができます。

積立金・積立利率

積立金とは
 将来の保険金をお支払いするために一時払保険料を積み立てた部分をいい、積立金額は、契約日*4における積立利率を適用し、経過した年月日数により計算され、複利で増加します。

積立利率とは
 積立金に適用される利率のことで、毎月1日と16日に指定された通貨・契約日*4における被保険者の年齢・積立利率保証期間に応じて設定されます。積立利率は、積立利率保証期間中に変更されることはありません。
 *4 積立利率保証期間が更改された場合には、積立利率保証期間更改日。
 ※積立利率は0.01%が最低保証されます。また、被保険者の年齢が101歳以上で到来する積立利率保証期間更改日を最終の積立利率保証期間更改日とし、以後の積立利率は0.01%となります。

最新の積立利率はソニー生命ホームページよりご確認ください。
「積立利率 照会」
www.sonymylife.co.jp/rate/accumulation_interest_rate




● 申込日と契約日が異なる場合、適用される積立利率は、契約日時点の積立利率が適用されるため、お申し込み時点の積立利率とは異なる場合があります。

保障のチェックから健康づくりまで
「お客さまWEBサービス」が
お役に立ちます!

お客さま WEB

ご契約者さま限定の「お客さまWEBサービス」にご登録いただくと多彩なサービスのご利用はもちろん、ソニー生命ならではの情報をご覧いただけます。ぜひ登録のうえ、皆さまの毎日にご利用ください。

パソコン、スマートフォンからご利用可能 



さらに!

「お客さまWEBサービス」のご利用が
「ソニー生命 アプリ」へのご登録でもっと便利に!



「お客さまWEBサービス」に加えて「ソニー生命 アプリ」にご登録いただくと無料のオンライン医療相談などのお役立ちサービスがさらに充実。より便利に、より快適に、ご利用いただけます。



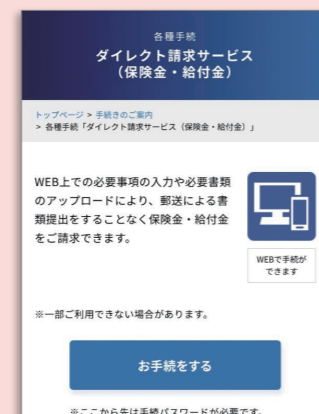
お役立ち 1
保障内容をWEBで
ご確認いただけます。
Sony Life Letter

保障内容	保障額	保険料	年齢別	性別別	年齢別	性別別
死亡保障	100万円	100円	100円	100円	100円	100円
障害保障	100万円	100円	100円	100円	100円	100円
がん保障	100万円	100円	100円	100円	100円	100円
がん特約	100万円	100円	100円	100円	100円	100円
がん特約	100万円	100円	100円	100円	100円	100円
がん特約	100万円	100円	100円	100円	100円	100円
がん特約	100万円	100円	100円	100円	100円	100円
がん特約	100万円	100円	100円	100円	100円	100円
がん特約	100万円	100円	100円	100円	100円	100円
がん特約	100万円	100円	100円	100円	100円	100円

年1回更新
ご契約者さまごとに
お誕生月の3カ月前に更新

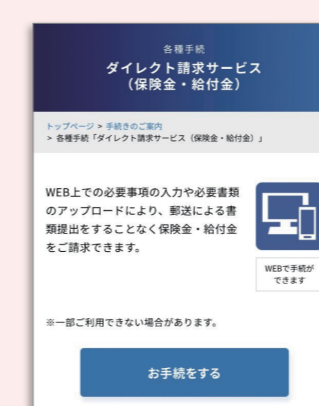
ご加入いただいている保険の保障額をはじめ、保険料など、基本情報をWEBですぐに確認できます。保障の点検・チェックにご利用ください。

お役立ち 2
インターネットで
直接お手続きが行えます。
インターネットで可能なお手続き



- 住所・電話番号の変更
 - ご家族情報の登録・変更
 - ダイレクト請求サービス (保険金・給付金)
- ※一部のお手続きについては「ソニー生命 アプリ」による追加認証が必要です。

など



お役立ち 1
お手続きや契約内容の確認が、
いつでも手軽にできます。
アプリのログインから「お客さまWEBサービス」の
ご利用まで、簡単に、手軽にできるように

- 生体認証でスムーズにログイン
- 保険金・給付金のご請求など、さまざまなお手続きがアプリから可能
- お客さまWEBサービスの一部のお手続きにおいて必要な「WEB手続認証」機能をご利用いただけます。

お役立ち 2
オンライン医療相談サービスを
無料でご利用いただけます。



日本最大級の医療Q&Aサイト
24時間365日相談受付中
最短5分で複数医師から回答があります。

日本最大級の医師相談サイト
AskDoctors (アスクドクターズ) **アプリ登録者限定**

- 24時間365日、オンラインで医師から回答
- ご自分のことも、ご家族のことも相談できる
- 豊富な相談事例が閲覧できる



お役立ち 3
付帯サービスを
ご利用いただけます。
保険だけでは解決できない問題も
専門家がサポート

 **健康**
人間ドック・
各種検診の優待など

 **医療**
健康相談デスク、AskDoctors、
セカンドオピニオン優待

 **介護**
介護相談デスク
介護施設紹介

 **暮らし**
専門家案内サービス

お役立ち 4
医療・マネーの最新情報などを
Eメールでお届けします。
ソニー生命のメールマガジン



毎月、最新の情報をお届けします。

- 資産運用・年金・相続などのマネー情報
- 介護や医療の法令改正
- 病気の予防や、早期発見に役立つ情報

など



お役立ち 3
マネーや健康などの
暮らしに役立つ多彩なコンテンツ。
アプリの「トピック」からご覧ください。

- アプリにアクセスするたびに、「使える」「役立つ」情報に出会える
- マネーをはじめ、健康・暮らしなどの多彩なコンテンツをラインナップ


※法人契約の場合は、ご登録いただくことができません。あらかじめご了承ください。

「お客さまWEBサービス」ご登録方法


step 1 生命保険のお申し込み時

担当者の情報端末の申込画面で


1メールアドレスの入力。



2お客さまWEBサービスに「申し込む」をクリック。



3パスワード設定をしてください。



●ログインパスワードと手続パスワードを設定してください。

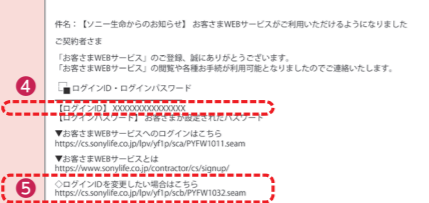
メールアドレスは正しく入力してください。迷惑メール設定などをお使いの方で、必要な場合は「@sonylife.co.jp」のドメイン指定受信を行ってください。

※ご登録のメールアドレスの@より前の部分と同じものはパスワードとして設定できません。
※姓・名(イニシャル)、生年月日などの類推しやすいパスワードは設定しないでください。

step 2 保険契約成立の翌日

保険契約の成立翌日、Eメールで「お客さまWEBサービス」の

4 [ログインID] を通知します。



●ログインIDのご案内メールを見逃さないようご注意ください。

5 「ログインIDを変更したい場合」のURLをクリックし、[ログインID] 変更ページにログイン。メールでお知らせした**4** IDとお申し込み時に登録した**3** パスワードでログインしてください。

step 3 [ログインID]の変更・登録

利用しやすく忘れにくい [ログインID] に、変更してください。

●IDの登録に使用できるのは「半角英数字6～50文字」となります。

「お客さまWEBサービス」登録完了!

生命保険お申し込み時にWEB登録をしなかった場合
または
書面でお手続をした場合

「WEBサービス登録番号ハガキ」を生命保険証券発行の約2週間後に郵送でお届けします。
ハガキの案内に従ってソニー生命の公式ホームページから新規登録してください。

「ソニー生命 アプリ」ご登録方法

step 1 アプリをインストール

A Bのいずれかでアプリをダウンロードして、スマートフォンにインストールしてください。

A スマートフォンで2次元コードを読み込む



Android
Google Play
で手に入れよう

iOS



App Store
からダウンロード

B アプリストアで「ソニー生命」と検索



step 2 IDとパスワードの設定

アプリを起動し、【新規登録】をタップ。



利用規約に同意してください。

「お客さまWEBサービス」のIDとパスワードを入力してください。



step 3 登録内容の確認

登録内容を確認して【登録】ボタンをタップしてください。



スマートフォンに生体認証機能があれば連携してください。

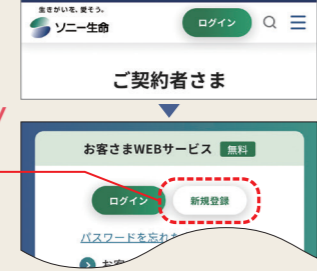


「ソニー生命 アプリ」登録完了!


ソニー生命の生命保険を既にご契約いただいている場合のご登録方法

step 1 メールアドレスと、「WEBサービス登録番号」を用意してください。

step 2 ソニー生命のホームページの【ご契約者さま】▶【新規登録】ボタンをタップ。
www.sonylife.co.jp/



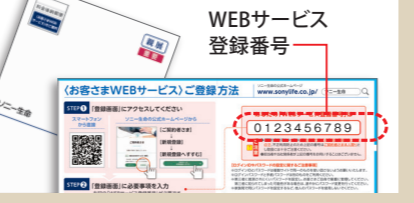
step 3 画面に沿って必要事項を入力して、登録完了。



←スマートフォンからはこの2次元コードで「登録画面」に直接アクセスできます。

「WEBサービス登録番号」の確認方法

A ハガキで確認
ソニー生命のホームページから、【ご契約者さま】▶【新規登録】ボタンをクリック。「ハガキ請求フォーム」より請求。
※ご請求から1週間程度で到着します。



B (Sony Life Letter)で確認
ご契約者さまのお誕生月の3カ月前にお届け。

※「WEBサービス登録番号」は担当者からご案内することはできません。あらかじめご了承ください。

「ソニー生命 アプリ」からラクラク! 「お客さまWEBサービス」にアクセスできます!

1 「ソニー生命 アプリ」にログイン



生体認証を使えばよりスムーズにログインできます。

2 【契約内容】【手続一覧】などをタップ



これらのボタンから「お客さまWEBサービス」にアクセス!

3 「お客さまWEBサービス」が使えます



契約内容の確認も各種お手続もラクラク利用できます。

「お客さまWEBサービス」と「ソニー生命 アプリ」、ぜひご登録いただきご活用ください!

生命保険契約お申し込み内容確認書

このたびは、生命保険にお申し込みいただき、誠にありがとうございます。お客様の生命保険申込データを確かに受領いたしました。お申し込みされた証として本確認書を発行いたします。

本確認書は領収証ではありません。担当者が現金・小切手をお預かりすることは一切ありません。

右記URLから「申込控」を確認することができます。

<https://cs.sonymlife.co.jp/lpv/vi1p/>

専用WEBサイトにログインする際に
入力する「照会ナンバー」は
右のとおりです。

「照会ナンバー」

□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

●照会ナンバーの「0」は、アルファベットの「オー」ではなく、数字の「ゼロ」を入力してください。●お客さまWEBサービスの「ログインID」や「WEBサービス登録番号」とは異なります。

「お申し込み内容確認コール」について ◆お申し込みの内容により、次の事項についてソニー生命よりお電話にて確認をしております。

ご契約のお引き受けに必要ですので、ご協力をお願いいたします。詳しくは、担当者にお問い合わせください。

共通の確認事項

- 重要事項説明書(契約概要) [P21~P28]、重要事項説明書(注意喚起情報) [P29~P44]、重要事項説明書(補足資料)、ご契約のしおり・約款を用いて担当者から説明を受け、それぞれの書類を受領したこと ※具体的な帳票イメージは次ページのとおり。
- 生命保険は**預金ではない**ことを理解されたうえでのお申し込みであること
- お申し込みされた保険種類
- 担当者から次の内容について説明を受けたこと
 - 為替レートの変動の影響を受けることで**円での保険料が増減すること**について
 - 為替レートの変動の影響を受けることで保険金や解約返戻金を円で受け取る場合に、払い込まれた**保険料合計額を下まわる**場合があることについて
- リスク許容度ナビを使用し、その結果をふまえて商品を選択いただいたこと (**リスク許容度の確認、推奨の商品リスクランクを超える商品などを選択時は許容理由の確認を含む**)
- お客さまの保険に対するご意向、投資性金融商品の購入歴、募集経緯に応じた確認事項

※お電話の内容は、ソニー生命業務の運営管理およびサービス充実などの観点から録音しております。あらかじめご了承ください。

追加で確認させていただく事項

70歳以上の場合

- 保険料、保険料払込期間および保険料払込方法
- 教育資金目的でお申し込みの場合**
 - 為替レートの変動の影響を受けることで保険金や解約返戻金を円で受け取る場合に、必要な時期に必要な金額が準備できない可能性があることへの理解について
- 法人契約の場合**
 - 保険本来の趣旨である保障を主たる目的としたお申し込みであること
 - 原則、節税効果がないことをご理解いただいていること
 - 将来の契約内容変更を前提としたお申し込みではないこと

本商品お申し込みの場合に確認させていただく事項

- 市場価格調整の仕組みに関する資料を確認し、内容についてご理解いただいていること
 - 積立利率保証期間中に、解約または基本保険金額の減額をした場合、市場価格調整を行い解約返戻金が増減することで、損失が生じる可能性があることをご理解いただいていること
- ※複数の場合に該当するときは、それぞれの項目について確認させていただきます。

「お申し込み内容確認コール」が後日のお電話となる場合、ご予約の内容やお申し込み内容、リスク許容度ナビ結果は下表を参照ください。

① 申込日	令和	年	月	日															
② 契約者氏名・ご予約日時	「お申し込み内容確認コール」のご予約日時																		
契約者氏名	様	1回目	月	日	:00 ~ :00														
		2回目	月	日	:00 ~ :00														
※1回目のご連絡で確認できた場合は、2回目のご連絡は致しません。																			
③ リスク許容度ナビ・リスクランク・超過理由	<table border="0"> <tr> <td>商品リスクランク</td> <td><input type="checkbox"/> 極めて安定型</td> <td><input type="checkbox"/> より安定型</td> <td><input type="checkbox"/> 安定型</td> <td><input type="checkbox"/> バランス型</td> <td rowspan="2">お客さまのリスク許容度</td> <td><input type="checkbox"/> 安定タイプ</td> <td><input type="checkbox"/> バランスタイプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 積極型</td> <td><input type="checkbox"/> より積極型</td> <td><input type="checkbox"/> 極めて積極型</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 積極タイプ</td> <td></td> </tr> </table>				商品リスクランク	<input type="checkbox"/> 極めて安定型	<input type="checkbox"/> より安定型	<input type="checkbox"/> 安定型	<input type="checkbox"/> バランス型	お客さまのリスク許容度	<input type="checkbox"/> 安定タイプ	<input type="checkbox"/> バランスタイプ		<input type="checkbox"/> 積極型	<input type="checkbox"/> より積極型	<input type="checkbox"/> 極めて積極型		<input type="checkbox"/> 積極タイプ	
商品リスクランク	<input type="checkbox"/> 極めて安定型	<input type="checkbox"/> より安定型	<input type="checkbox"/> 安定型	<input type="checkbox"/> バランス型	お客さまのリスク許容度	<input type="checkbox"/> 安定タイプ	<input type="checkbox"/> バランスタイプ												
	<input type="checkbox"/> 積極型	<input type="checkbox"/> より積極型	<input type="checkbox"/> 極めて積極型			<input type="checkbox"/> 積極タイプ													
超過理由	<input type="checkbox"/> 本申込にあてる原資が余裕資金などであるため <input type="checkbox"/> 他の金融商品などで安定的に資金準備をしているため <input type="checkbox"/> 円建商品に比べ、米ドル建商品の方が為替リスクなどを考慮しても優位と判断したため																		

④ お子さまの教育結婚資金の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	⑤ 投資性金融商品購入歴の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------	-----------------------------	-----------------------------

⑥ ご契約内容		保険種類	保険料払込回数	お申し込みいただいた保険料 (保険料が米ドルの場合はドル未満を省略して記載しています。)
1	証券番号	第	一時払	<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 米ドル
				<input type="checkbox"/> 米ドル建 <input type="checkbox"/> 積立利率更改型保険
2	証券番号	第	一時払	<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 米ドル
				<input type="checkbox"/> 米ドル建 <input type="checkbox"/> 積立利率更改型保険

お申し込み内容確認コール時の重要事項説明書類確認について

お客さま確認用

お申し込み手続前にお渡しした、書類3種のイメージを以下に記載しております。

「お申し込み内容確認コール」の際に、説明有無・交付有無の確認をいたしますので、お手元に準備してください。

取扱者 チェック欄

パンフレット兼
重要事項説明書
(契約概要・
注意喚起情報)

冊子

保険契約のお申し込みの際に、とくにご注意ください
きたい事項や不利益となる事項を記載しています。

交付 本冊子になります。
右図は表紙イメージになります。



重要事項
説明書
(補足資料)

書類

本商品のリスクランクおよび保険料・保険金・解約返戻
金の変動リスクを具体的な数値で記載しています。

交付 A4サイズの右図イメージの書類にて
交付しております。



ご契約の
しおり・約款

Web

保険契約の内容を記載しています。

※ご契約のしおり・約款は、ソニー生命ホームページより確認がで
きます。
<https://www.sonymlife.co.jp/contractor/policy/new/>

交付 A4サイズの右図イメージの書類
「Web版ご契約のしおり・約款のご案内」
を交付して
閲覧方法をご説明しております。



重要事項説明書(契約概要)

契約締結前交付書面*

*「契約締結前交付書面」は、「重要事項説明書(契約概要)」と「重要事項説明書(注意喚起情報)」で構成しています。

- 『重要事項説明書(契約概要)』には、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 『重要事項説明書(契約概要)』に記載しているお支払い事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。
お支払い事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明などにつきましては『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますのであわせてご確認ください。
また、個別の具体的な数値などについては、「パンフレット」、「設計書」、「申込書」などでご確認ください。

引受保険会社

引受保険会社： ソニー生命保険株式会社

住所(本社)： 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

電話： 0120-158-821(カスタマーセンター) ホームページ： www.sonymylife.co.jp/

主契約

商品名 指定通貨建積立利率更改型一時払終身保険(無告知型/無配当)(約款コード:A-57)

主なしくみ

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●この商品は生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。 ●保障は一生涯続きます。 ●積立金は積立利率に応じて増加します。 ●新契約時には米ドル建のみのお取り扱いになります。(円建はお取り扱いできません。) ●積立利率保証期間を更改する場合に限り積立利率保証期間・通貨(米ドルから日本円)を変更することができます。 ●解約返戻金額は市場金利に応じて変動します。米ドル建の場合は為替相場の影響を受けます。 ●死亡されたときは、死亡保険金または災害死亡保険金をお支払いします。
しくみ図 ※図はイメージです。	<p>このしくみ図は、契約日から積立利率保証期間が経過するたびに積立利率が更新され、積立金額が増加していき、最終的に解約返戻金額として支払われる。死亡保険金や災害死亡保険金も支払われる。</p>

保険金 ※26ページの円換算支払特約の項をあわせてご覧ください。

通貨	米ドル建	保険金を受け取る際には、米ドルか円(米ドル建の保険金額の円換算額)のいずれかを選択できます。
	円建	保険金を受け取る際には、円でのお受取りになります。

保険料 ※円払込外貨換算特約を付加している場合は27ページもあわせてご覧ください。

通貨	米ドル建(一時払)	米ドル、もしくは特約を付加することで円でお払い込みいただけます。
----	-----------	----------------------------------

解約返戻金 ※26ページの円換算支払特約の項をあわせてご覧ください。

通貨	米ドル建	解約返戻金を受け取る際には、米ドルか円(米ドル建の解約返戻金額の円換算額)のいずれかを選択できます。
	円建	解約返戻金を受け取る際には、円でのお受取りになります。

この保険のリスク

●この保険は、市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整(MVA)を行うため、金利の変動による金利変動リスクがあります。市場金利の変動により解約返戻金額が一時払保険料を下まわる場合があります。損失が生じる可能性があります。具体的には、解約日の市場金利が契約日(積立利率保証期間が更改された場合は、積立利率保証期間更改日)と比較して上昇した場合には、積立金額に対して解約返戻金額は減少し、逆に、低下した場合には増加します。

市場金利上昇局面	市場金利低下局面
市場金利が上昇すると保有している債券の価格が下落	市場金利が低下すると保有している債券の価格が上昇
<p>解約返戻金額は減少</p>	<p>解約返戻金額は増加</p>

●取扱通貨が米ドルの場合、保険金額や解約返戻金額を円でお受け取りになるときは、為替相場の変動により円換算の保険金額や解約返戻金額等が変動(増減)します。場合によっては、お受け取りになる円換算の保険金額や解約返戻金額が、円払込外貨換算特約を付加し円でお払い込みいただいた額や円換算の一時払保険料を下まわり、損失が生じる可能性があります。

この保険のリスク (P.22の続き)

損失が生じる可能性	あり	● 取扱通貨が米ドルの場合には、金利変動リスクと為替リスクが複合的に発生する可能性があるため、予期しない損失が生じるおそれがあります。
-----------	----	---

積立金と積立利率

- 積立金とは、将来の保険金を支払うために一時払保険料を積み立てた部分をいい、積立金額は、契約日(積立利率保証期間が更改された場合は、積立利率保証期間更改日)における積立利率を適用し、経過した年月日数により計算され、複利で増加します。

積立利率の計算について	● 積立利率は次の方法で計算し、指定された通貨、契約日(積立利率保証期間が更改された場合は、積立利率保証期間更改日)における被保険者の年齢、積立利率保証期間に応じて設定され、毎月1日と16日に改定されます。						
	● 積立利率は、積立利率保証期間中に変更されることはありません。 ※最新の積立利率については、ソニー生命ホームページ (www.sonymlife.co.jp/rate/accumulation_interest_rate)をご確認ください。						
	<table border="1"> <tr> <td>積立利率</td> <td>指標金利の 所定期間の平均値*1</td> <td>+</td> <td>調整率 (±1.5%)</td> <td>-</td> <td>ソニー生命所定の率*2</td> </tr> </table>	積立利率	指標金利の 所定期間の平均値*1	+	調整率 (±1.5%)	-	ソニー生命所定の率*2
	積立利率	指標金利の 所定期間の平均値*1	+	調整率 (±1.5%)	-	ソニー生命所定の率*2	
*1 ソニー生命が積立利率を設定する日の3営業日前の日におけるソニー生命の定める期間の下表の指標金利の平均値。							

通貨	指標金利
米ドル	Bloomberg US Aggregate Corporateのうち、A格社債とBBB格社債を2:1の比率で組み入れたインデックスにおいて、残存期間が積立利率保証期間の前後1年以内となる銘柄の金利の加重平均値
日本円	積立利率保証期間に応じた残存期間の日本国債の流通利回り

*2 死亡保障やご契約の締結・維持などに必要な費用を率に変えたもの。

保障内容 (詳しくは、『ご契約のしおり・約款』をご覧ください)

留意事項		
保険金・給付金・年金などをお支払いできない場合	あり	<p>※以下の他にもお支払いできない場合があります。詳細につきましては、『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●例1 責任開始日から3年以内の自殺 ●例2 受取人等の故意による死亡

お支払いする保険金

被保険者が以下に該当されたとき、保険金をお支払いいたします。

保険金の種類	支払事由	支払額
死亡保険金	死亡したとき	被保険者が死亡した日における次のいずれか大きい額 ●積立金額 ●解約返戻金額
災害死亡保険金	次のいずれかを直接の原因として死亡したとき ●責任開始期以後に発生した不慮の事故(事故から180日以内の死亡に限る) ●責任開始期以後に発生した所定の感染症	次に定める金額の合計額 ●死亡保険金の支払額と同額 ●被保険者が死亡した日における積立金額に10%を乗じた金額

留意事項

- 死亡保険金と災害死亡保険金を重複してお支払いすることはありません。
- この保険には高度障害状態に該当した場合の保障はありません。

留意事項

- ご契約時には、契約日時点で設定されている積立利率が適用されます。そのため、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。
- 積立利率は0.01%が最低保証されます。また、被保険者の年齢が101歳以上で到来する積立利率保証期間更改日を最終の積立利率保証期間更改日とし、以後の積立利率は0.01%となります。
- 米ドル建の場合、ソニー生命が積立利率を設定する日の3営業日前の日におけるソニー生命の定める期間の積立利率保証期間に応じた残存期間のアメリカ合衆国国債の流通利回りの平均値に2.5%を加え、ソニー生命所定の率を差引いた利率を積立利率の上限とします。
- 将来の運用情勢の変化により指標金利またはアメリカ合衆国国債の流通利回り(以下「指標金利等」といいます。)が算出されなくなったとき、または長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったとき等、指標金利等として用いることが適切でなくなった場合には、主務官庁の認可を得て、適切と判断する指標金利等に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者にお知らせします。

配当金・解約返戻金など

配当金	なし	配当金はありません。																																																																																																																
解約返戻金	<p>解約返戻金 この保険を解約された場合、解約に必要な書類がソニー生命に到着した日の積立金額に基づき、「市場価格調整」および「解約控除」を行い計算した解約返戻金額を保険契約者にお支払いします。 以下の算式により計算される金額(負の値となる場合には零)とします。</p> <table border="1"> <tr> <th>解約日</th> <th>計算方法</th> </tr> <tr> <td>積立利率保証期間更改日の場合</td> <td>積立金額-基本保険金額×ソニー生命の定める解約控除率*1</td> </tr> <tr> <td>積立利率保証期間更改日以外の日の場合*2</td> <td>積立金額×(1-市場価格調整率)-基本保険金額×ソニー生命の定める解約控除率*1</td> </tr> </table> <p>*1 契約日から10年以上経過した後には解約した場合は解約控除率は零となります。 *2 最終の積立利率保証期間更改日以後は、市場価格調整率は零となります。</p> <p>市場価格調整率 以下の算式により計算された率とします。</p> $1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率の計算に用いた基準金利}^*3}{1 + \text{解約日における基準金利}^*4} \right)^{\frac{\text{月数}^*5}{12}}$ <p>*3 ご契約に適用されている積立利率を設定する際に用いた指標金利の平均値とします。 *4 解約日を契約日として、積立利率保証期間および通貨が同じ保険契約を新たに締結したと仮定した場合にその新たな保険契約に適用される積立利率を設定する際に用いた指標金利の平均値とします。 *5 月数は、被保険者の契約年齢(積立利率保証期間の更改が行われた場合は、直前の積立利率保証期間更改日における被保険者の年齢)、残存月数(解約日から次の積立利率保証期間更改日の前日までの月数をいい、1か月未満は切り上げます)、解約日における通貨に応じ、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者の年齢</th> <th>残存月数</th> <th>解約日における通貨</th> <th>月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">74歳以下</td> <td>120か月以下</td> <td>米ドル・日本円</td> <td>残存月数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">121か月以上</td> <td>米ドル</td> <td>残存月数×0.3+84か月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本円</td> <td>残存月数×0.6+48か月</td> </tr> <tr> <td>75歳以上</td> <td>—</td> <td>米ドル・日本円</td> <td>残存月数×0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>解約・基本保険金額の減額時にかかる費用 契約日から10年未満で保険契約を解約または基本保険金額の減額をされる場合は、基本保険金額(基本保険金額の減額の場合は減額部分)に対して解約控除率区分*6および経過年数に応じた解約控除率を乗じた解約控除費用を控除します。なお、契約日から10年以上経過している場合は、解約控除率は零となります。 ※控除率は2026年7月適用の数値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">解約控除率区分</th> <th colspan="10">経過年数</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上2年未満</th> <th>2年以上3年未満</th> <th>3年以上4年未満</th> <th>4年以上5年未満</th> <th>5年以上6年未満</th> <th>6年以上7年未満</th> <th>7年以上8年未満</th> <th>8年以上9年未満</th> <th>9年以上10年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>6.00%</td> <td>5.40%</td> <td>4.80%</td> <td>4.20%</td> <td>3.60%</td> <td>3.00%</td> <td>2.40%</td> <td>1.80%</td> <td>1.20%</td> <td>0.60%</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>5.30%</td> <td>4.77%</td> <td>4.24%</td> <td>3.71%</td> <td>3.18%</td> <td>2.65%</td> <td>2.12%</td> <td>1.59%</td> <td>1.06%</td> <td>0.53%</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>4.50%</td> <td>4.05%</td> <td>3.60%</td> <td>3.15%</td> <td>2.70%</td> <td>2.25%</td> <td>1.80%</td> <td>1.35%</td> <td>0.90%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>3.70%</td> <td>3.33%</td> <td>2.96%</td> <td>2.59%</td> <td>2.22%</td> <td>1.85%</td> <td>1.48%</td> <td>1.11%</td> <td>0.74%</td> <td>0.37%</td> </tr> <tr> <td>V</td> <td>3.00%</td> <td>2.70%</td> <td>2.40%</td> <td>2.10%</td> <td>1.80%</td> <td>1.50%</td> <td>1.20%</td> <td>0.90%</td> <td>0.60%</td> <td>0.30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*6 解約控除率区分は、通貨、契約日および契約年齢範囲が同一の積立利率保証期間10年の契約に適用される積立利率に基づいて決定します。ただし、積立利率保証期間10年の取扱が停止されている場合の解約控除率区分はVとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>解約控除率区分</th> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積立利率保証期間10年の積立利率</td> <td>1.00%以上</td> <td>0.75%以上 1.00%未満</td> <td>0.50%以上 0.75%未満</td> <td>0.25%以上 0.50%未満</td> <td>0.25%未満</td> </tr> </tbody> </table>		解約日	計算方法	積立利率保証期間更改日の場合	積立金額-基本保険金額×ソニー生命の定める解約控除率*1	積立利率保証期間更改日以外の日の場合*2	積立金額×(1-市場価格調整率)-基本保険金額×ソニー生命の定める解約控除率*1	被保険者の年齢	残存月数	解約日における通貨	月数	74歳以下	120か月以下	米ドル・日本円	残存月数	121か月以上	米ドル	残存月数×0.3+84か月		日本円	残存月数×0.6+48か月	75歳以上	—	米ドル・日本円	残存月数×0.5	解約控除率区分	経過年数										1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	I	6.00%	5.40%	4.80%	4.20%	3.60%	3.00%	2.40%	1.80%	1.20%	0.60%	II	5.30%	4.77%	4.24%	3.71%	3.18%	2.65%	2.12%	1.59%	1.06%	0.53%	III	4.50%	4.05%	3.60%	3.15%	2.70%	2.25%	1.80%	1.35%	0.90%	0.45%	IV	3.70%	3.33%	2.96%	2.59%	2.22%	1.85%	1.48%	1.11%	0.74%	0.37%	V	3.00%	2.70%	2.40%	2.10%	1.80%	1.50%	1.20%	0.90%	0.60%	0.30%	解約控除率区分	I	II	III	IV	V	積立利率保証期間10年の積立利率	1.00%以上	0.75%以上 1.00%未満	0.50%以上 0.75%未満	0.25%以上 0.50%未満	0.25%未満
	解約日	計算方法																																																																																																																
	積立利率保証期間更改日の場合	積立金額-基本保険金額×ソニー生命の定める解約控除率*1																																																																																																																
	積立利率保証期間更改日以外の日の場合*2	積立金額×(1-市場価格調整率)-基本保険金額×ソニー生命の定める解約控除率*1																																																																																																																
	被保険者の年齢	残存月数	解約日における通貨	月数																																																																																																														
	74歳以下	120か月以下	米ドル・日本円	残存月数																																																																																																														
		121か月以上	米ドル	残存月数×0.3+84か月																																																																																																														
			日本円	残存月数×0.6+48か月																																																																																																														
	75歳以上	—	米ドル・日本円	残存月数×0.5																																																																																																														
	解約控除率区分	経過年数																																																																																																																
1年未満		1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満																																																																																																								
I	6.00%	5.40%	4.80%	4.20%	3.60%	3.00%	2.40%	1.80%	1.20%	0.60%																																																																																																								
II	5.30%	4.77%	4.24%	3.71%	3.18%	2.65%	2.12%	1.59%	1.06%	0.53%																																																																																																								
III	4.50%	4.05%	3.60%	3.15%	2.70%	2.25%	1.80%	1.35%	0.90%	0.45%																																																																																																								
IV	3.70%	3.33%	2.96%	2.59%	2.22%	1.85%	1.48%	1.11%	0.74%	0.37%																																																																																																								
V	3.00%	2.70%	2.40%	2.10%	1.80%	1.50%	1.20%	0.90%	0.60%	0.30%																																																																																																								
解約控除率区分	I	II	III	IV	V																																																																																																													
積立利率保証期間10年の積立利率	1.00%以上	0.75%以上 1.00%未満	0.50%以上 0.75%未満	0.25%以上 0.50%未満	0.25%未満																																																																																																													

諸費用 ※31～32ページの「重要事項説明書(注意喚起情報)」の「諸費用について」の項をあわせてご覧ください。

保険期間中に かかる費用	—	積立利率は、指定された通貨・契約日または積立利率保証期間更改日における被保険者の年齢・積立利率保証期間ごとに設定され、ソニー生命が定めた利率からご契約の締結・維持等に必要となる費用、死亡保険金および災害死亡保険金を支払うために必要な費用を率に変えたものをあらかじめ差し引いて設定します。したがって、保険期間中にお客さまに直接負担いただく費用はありません。
為替手数料 ※取扱通貨が 米ドル建の場合	0.01円 (1米ドルあたり)	円で一時払保険料相当額をお払い込みいただく場合や、円で保険金・解約返戻金等をお受取りになる場合に使用するソニー生命所定の為替レートには、左記の為替手数料が含まれています(2026年7月現在)。 ※為替手数料は、将来変更する可能性があります。
各種手数料 ※取扱通貨が 米ドル建の場合	発生する 可能性あり	米ドルで保険料をお払い込みいただく場合や米ドルで保険金・解約返戻金等をお受取りになる場合、ご利用される金融機関により各種手数料が別途必要になることがあります。 ※詳しくは、ご利用の金融機関にご確認ください。

※上記のほか、「解約・基本保険金額の減額時にかかる費用」、「5年ごと利差配当付年金支払特約による年金支払い期間中にかかる費用」および「初期円換算死亡保険金最低保証特約にかかる費用」があります。

付加されている特約

特約名	円換算支払特約
<ul style="list-style-type: none"> この特約を付加することにより、主契約の保険金・解約返戻金などをお支払いする際、米ドルか円のいずれかをご選択いただけるようになります。 この特約は必ず付加していただきます(特約保険料は発生しません)。 	
留意事項	● 保険金・解約返戻金等を円でお受け取りになる場合、ソニー生命所定の為替レートの変動に応じて、お受け取りの金額が毎日変動(増減)します。保険金等の円換算金額が契約時の円払込金額を下まわることがあり、損失が生じるおそれがあります。

米ドル建の保険金・解約返戻金などを円でお支払いする場合は、以下の「換算基準日」における「円換算支払特約用為替レート」を用いて円に換算した金額をお支払いします。

円換算支払特約用為替レート(1米ドルあたり)	TTM*1 - 為替手数料(0.01円)*2
------------------------	------------------------

*1 TTMとはソニー生命が指標とする銀行の対顧客電信相場の仲値をいいます。

*2 為替手数料は将来変更する可能性があります。円換算支払特約用為替レートはソニー生命が指標とする銀行のTTB(対顧客電信買相場)を下まわらない範囲で決定します。

換算基準日	死亡保険金	必要な書類がソニー生命に到着した日
	解約返戻金	必要な書類がソニー生命に到着した日

※換算基準日がソニー生命の指定する金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日とします。

付加可能な主な特約

特約名 円払込外貨換算特約

- この特約を付加することにより、円によりお払い込みいただいた金額(円払込金額)を米ドルに換算し、米ドルの一時払保険料とすることができます。
- この特約の保険料は必要ありません。

留意事項

- 円払込金額をソニー生命が領収した日(その日が金融機関休業日の場合は翌営業日)におけるソニー生命所定の為替レートにより米ドルに換算した額を基本保険金額(一時払保険料)とします。
- 円払込金額を払い込む日とソニー生命が領収する日が異なる等の事情により、一時払保険料に充当する金額が円払込金額を払い込む日に試算した金額と相違することがあります。
- 米ドル建の一時払保険料は、「生命保険証券」にてご確認ください。

円払込金額を米ドルに換算する基準となる日を換算基準日とし、次の為替レートを適用します。

円払込外貨換算特約用為替レート(1米ドルあたり)	TTM*1+為替手数料(0.01円)
--------------------------	--------------------

*1 TTMとはソニー生命が指標とする銀行の対顧客電信相場の仲値をいいます。

換算基準日	一時払保険料	ソニー生命が領収する日
-------	--------	-------------

※換算基準日がソニー生命の指定する金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日とします。
また、1セント未満の端数が生じた場合には四捨五入いたします。

特約名 初期円換算死亡保険金最低保証特約

- この特約を付加することにより、一定期間中の死亡保険金額について円換算した一時払保険料を下まわるリスクを回避することができます。
- この特約に要する率(円換算した一時払保険料と同額を最低保証するための率)を主契約の積立利率から差し引きます。

留意事項

- 円換算死亡保険金最低保証期間中は、契約年齢および円換算死亡保険金最低保証期間に応じて、死亡保険金として円換算した一時払保険料と同額を最低保証するための率を積立利率から控除するため、積立利率は低くなります。なお、円換算死亡保険金最低保証期間が満了したときにこの特約は消滅し、主契約の積立利率が以降適用されます。
- 円換算死亡保険金最低保証期間は、主契約の積立利率保証期間よりも短い期間となります。
- この特約のみを解約することはできません。
- 指定通貨建積立利率更改型一時払終身保険(無告知型)の場合、災害死亡保険金は死亡保険金の支払額と同額部分のみがこの特約による最低保証の対象となります。

◆特約期間中におけるお支払いする保険金

次の①または②のいずれか大きい額を、死亡保険金として日本円*2,*3でお支払いします。

金額	換算基準日	為替レート
① 主契約の死亡保険金の円換算額	必要な書類がソニー生命に到着した日	ソニー生命所定の為替レート(ソニー生命が指標とする銀行のTTB(対顧客電信買相場)を下まわることはありません)。
② 払込通貨に応じた次のいずれかの金額		
【払込通貨が米ドル】 基本保険金額(一時払保険料)の円換算額*4	ソニー生命が一時払保険料を領収した日	ソニー生命所定の為替レート(ソニー生命が指標とする銀行のTTS(対顧客電信売相場)を上まわることはありません)。
【払込通貨が日本円】 円払込金額*4	—	—

*2 円換算支払特約は適用しません。

*3 死亡保険金受取人から米ドルでの取扱のお申し出があった場合には、この特約は適用せず、米ドルでお支払いいたします。

*4 主契約の基本保険金額の減額をされた場合、この特約の最低保証の対象となる金額も同時に減額されます。

留意事項

- ご契約にあたっては所定の制限があるため、告知内容やご年齢などによっては付加できないこともあります。詳細はソニー生命担当者にご確認ください。

引受条件 (2026年7月現在)

保障期間	終身								
契約年齢の範囲	5歳~90歳 ●契約年齢によってお選びいただける積立利率保証期間は異なります。								
積立利率保証期間	10年・20年・30年から選べます。 それぞれの積立利率保証期間をお選びいただける契約年齢は以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>積立利率保証期間</th> <th>契約年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年</td> <td>15歳~90歳</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>10歳~80歳</td> </tr> <tr> <td>30年</td> <td>5歳~70歳</td> </tr> </tbody> </table>	積立利率保証期間	契約年齢	10年	15歳~90歳	20年	10歳~80歳	30年	5歳~70歳
積立利率保証期間	契約年齢								
10年	15歳~90歳								
20年	10歳~80歳								
30年	5歳~70歳								
取扱保険金額	米ドル建:1万米ドル~1,000万米ドル未満かつ円に換算*1して7億円 *1 円に換算する際はソニー生命所定の為替レートを使用します。								
保険料払込方法	一時払								
年金でのお受け取り	5年ごと利差配当付年金支払特約を付加することにより、保険金等または解約返戻金相当額を年金で受け取ることができます*2。 *2 指定通貨が米ドルでも、円のみのお取り扱いとなります。								
ご契約時に付加していただく特約	円換算支払特約								
付加できる特約	円払込外貨換算特約*3 初期円換算死亡保険金最低保証特約*3 5年ごと利差配当付年金支払特約 *3 中途付加はできません。 ●特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。								

留意事項

- 保険金額、保険料払込方法(経路)、保険料、被保険者の性別・生年月日・契約年齢など、ご契約の具体的な内容につきましては、ご契約の際に申込書にてご確認ください。

重要事項説明書(注意喚起情報)

契約締結前交付書面*

*「契約締結前交付書面」は、「重要事項説明書(契約概要)」と「重要事項説明書(注意喚起情報)」で構成しています。

- 「重要事項説明書(注意喚起情報)」は、保険契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「重要事項説明書(契約概要)」も必ずあわせてご確認ください。支払事由および制限事項の詳細など契約内容に関する事項等は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

〈「ご契約のしおり・約款」について〉

ソニー生命では、紙の原材料使用量の削減による環境保全推進の観点から、「ご契約のしおり・約款」は、原則的にソニー生命ホームページ上に掲載しているWeb版(Web約款)を閲覧いただくこととしています。ただし、ご希望の場合は冊子を請求いただくことも可能です。

「Web約款」の詳細、閲覧方法等については、P.43~44をご確認ください。


※ お客さまにとって特に不利益となる事項につきましては、赤字・黒線で記載しています。

※ 申込書類の各欄には保険契約者・被保険者ご自身で記入(入力)し、十分ご確認の上、署名をお願いいたします。該当する方以外の記入(入力)、署名はお取り扱いできません。

※ 本帳票は大切に保管してください。

積立利率更改型保険に関する重要事項

指定通貨建積立利率更改型一時払終身保険(無告知型)

 積立利率更改型保険は生命保険です。預金とは異なり、**元本割れすることがあります。**

金利変動リスクについて

1

この保険は市場価格調整を行うため、金利変動リスクがあります。

ご契約のしおり： P.88~89、94

- この保険は、市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を行うため、市場金利の変動により**解約返戻金額が一時払保険料を下まわり、損失が生じるおそれ(金利変動リスク)があります。**
※ **解約日の市場金利が契約日(積立利率保証期間が更改された場合は、直前の積立利率保証期間更改日)と比較して上昇した場合には、積立金額に対して解約返戻金額は減少し、逆に、低下した場合には増加します。**
- この保険にかかる**金利変動リスクは、保険契約者に帰属します。**


為替リスクについて(米ドル建の場合)

2

米ドル建のため、為替リスクがあります。

ご契約のしおり： P.88~89、92

- 米ドル建の場合、為替相場の変動により、お受け取りになる保険金や解約返戻金等の円換算金額が変動(増減)するため、**ご契約時における保険金や解約返戻金等の円換算金額ならびに一時払保険料の円換算金額を下まわる場合があります、損失が生じるおそれ(為替リスク)があります。**
- この保険にかかる**為替リスクは、保険契約者および受取人に帰属します。**

 **米ドル建の場合、金利変動リスクと為替リスクが複合的に発生する可能性があるため、予期しない損失が生じるおそれがあります。**

3

諸費用について

所定の費用がかかります。

ご契約のしおり： P.90、93、144

保険期間中にかかる費用

■ 積立利率は、ソニー生命が定めた利率からご契約の締結・維持等に必要な費用、死亡保険金および災害死亡保険金を支払うために必要な費用を率に変えたものをあらかじめ差し引いて設定します。

したがって、保険期間中にお客さまに直接負担いただく費用はありません。

なお、これらの費用は指定された通貨・契約日または積立利率保証期間更改日における被保険者の年齢・積立利率保証期間により異なるため、費用の合計額またはその上限額を表示することはできませんのでご了承ください。

初期円換算死亡保険金最低保証特約を付加した場合に要する費用

■ 円換算死亡保険金最低保証期間中、死亡保険金について、円換算した一時払保険料と同額を最低保証^{*1}するための費用(率)を主契約の積立利率から差し引きます。

^{*1} 主契約の基本保険金額の減額をされた場合、この特約の最低保証の対象となる金額も同時に減額されます。

【最低保証するための費用(率)】

2026年7月現在^{*2}

契約年齢	円換算死亡保険金最低保証期間	積立利率から控除する率
74歳以下	2年	0.03%
	5年	0.05%
75歳以上	2年	0.21%

^{*2} 最新の率については、ソニー生命ホームページ(www.sonymylife.co.jp/contractor/policy/kojoritsu/)をご確認ください。なお、率の変更日からホームページの更新日までにお時間を頂戴することがあります。

解約・基本保険金額の減額時にかかる費用(解約控除費用)

■ 契約日から10年未満で解約または基本保険金額の減額をされる場合は、基本保険金額(基本保険金額の減額の場合は減額部分)に対して解約控除率区分^{*1}および経過年数に応じた下表の解約控除率を乗じた解約控除費用を控除します。なお、契約日から10年以上経過している場合は、解約控除率は零となるため、解約控除費用の控除はありません。

【解約控除率】

解約控除率区分	経過年数									
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
I	6.00%	5.40%	4.80%	4.20%	3.60%	3.00%	2.40%	1.80%	1.20%	0.60%
II	5.30%	4.77%	4.24%	3.71%	3.18%	2.65%	2.12%	1.59%	1.06%	0.53%
III	4.50%	4.05%	3.60%	3.15%	2.70%	2.25%	1.80%	1.35%	0.90%	0.45%
IV	3.70%	3.33%	2.96%	2.59%	2.22%	1.85%	1.48%	1.11%	0.74%	0.37%
V	3.00%	2.70%	2.40%	2.10%	1.80%	1.50%	1.20%	0.90%	0.60%	0.30%

^{*1} 解約控除率区分は、通貨、契約日および契約年齢範囲が同一の積立利率保証期間10年の契約に適用される積立利率に基づいて決定します。ただし、積立利率保証期間10年の取扱が停止されている場合の解約控除率区分はVとします。

解約控除率区分	I	II	III	IV	V
積立利率保証期間10年の積立利率	1.00%以上	0.75%以上 1.00%未満	0.50%以上 0.75%未満	0.25%以上 0.50%未満	0.25%未満

5年ごと利差配当付年金支払特約による年金支払期間中にかかる費用

■ 5年ごと利差配当付年金支払特約による年金支払期間中は、年金の支払・管理に要する費用として、支払年金額に0.25%^{*2}を乗じた額を年単位の契約応当日に責任準備金から控除します。

^{*2} 上記の控除率は2026年7月現在の実績です。年金基金の設定時における基礎率を適用するため、将来変更する可能性があります。

米ドルの取扱にかかる費用(米ドル建の場合)

円で一時払保険料相当額をお払い込みいただく場合や 円で保険金、解約返戻金等をお受け取りになる場合

● 上記の場合に使用するソニー生命所定の為替レートには、各々、為替手数料(0.01円/1米ドル)^{*3}が含まれます。

^{*3} 為替手数料は、2026年7月現在の金額であり、将来変更する可能性があります。

米ドルで一時払保険料相当額をお払い込みいただく場合や 米ドルで保険金、解約返戻金等をお受け取りになる場合

● ご利用される金融機関により、各種手数料が別途必要になる場合があります。各種手数料の金額やお支払い等については、ご利用の金融機関にご確認ください。

4

解約返戻金について

解約返戻金の金額は、市場価格調整および解約控除費用の影響を受けます。

ご契約のしおり： P.204~205

■ 解約返戻金は、以下の算式により計算される金額(負の値となる場合には零)とします。

解約日	計算方法
積立利率保証期間更改日の場合	積立金額 - 基本保険金額 × ソニー生命の定める解約控除率*1
積立利率保証期間更改日以外の日の場合	積立金額 × (1 - 市場価格調整率*2) - 基本保険金額 × ソニー生命の定める解約控除率*1

*1 具体的な解約控除率については、P.32をご参照ください。

*2 被保険者年齢が101歳以上で到来する積立利率保証期間更改日以後は、市場価格調整率は零となります。

市場価格調整率

以下の算式により計算された率とします。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率の計算に用いた基準金利}^{*3}}{1 + \text{解約日における基準金利}^{*4}} \right]^{\frac{\text{月数}^{*5}}{12}}$$

*3 ご契約に適用されている積立利率を設定する際に用いた指標金利の平均値とします。

*4 解約日を契約日として、積立利率保証期間および通貨が同じ保険契約を新たに締結したと仮定した場合にその新たな保険契約に適用される積立利率を設定する際に用いた指標金利の平均値とします。

*5 月数は、被保険者の契約年齢(積立利率保証期間が更改された場合は、直前の積立利率保証期間更改日における被保険者の年齢)、残存月数(解約日から次の積立利率保証期間更改日の前日までの月数をいい、1か月未満は切り上げます)、解約日における通貨に応じ、次のとおりとします。

被保険者の(契約)年齢	残存月数	解約日における通貨	月数
74歳以下	120か月以下	米ドル・日本円	残存月数
	121か月以上	米ドル	残存月数×0.3+84か月
		日本円	残存月数×0.6+48か月
75歳以上	—	米ドル・日本円	残存月数×0.5



積立利率保証期間の残存月数が高いほど、市場価格調整率の変動幅は大きくなる傾向にあり、残存月数が短くなるにつれ、市場価格調整率の変動幅は小さくなる傾向があります。

保険契約に関する重要事項

責任開始期

1

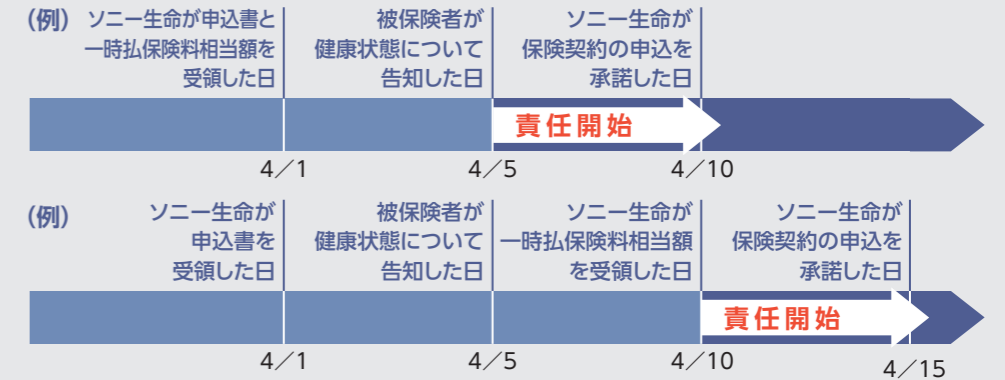
所定の手続が終了したときから、保障が開始します。

ご契約のしおり： P.22、23、21、32、18

■ 保険契約は、保険契約者からのお申し込みに対してソニー生命が承諾したときに、有効に成立します。承諾した場合、保障は以下の時期から開始します(責任開始期)。

第1回保険料は、ページー払込またはソニー生命名義の指定口座へのお振り込みにてお払い込みいただけます。

指定通貨建積立利率更改型一時払終身保険(無告知型)の場合は、申込書と一時払保険料相当額を受領した日から保障が開始します。



■ お申し込みされたご契約に特別な条件がついた場合、ソニー生命が提示した条件を承諾していただいたとき、責任開始期にさかのぼって保障が開始されます。

● 「特別保険料徴収法」または「保険料割増法」が適用された場合は、特別保険料等のお払い込みも必要となります。

責任開始期に関する特約を付加した場合	第1回保険料と合わせて口座振替またはクレジットカードによりお払い込みいただけます。
その他の場合	ページー払込またはソニー生命名義の指定口座へのお振り込みにてお払い込みいただけます。

生命保険募集人の権限について

■ 生命保険募集人(以下「担当者」といいます)は、保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

その他

- 担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。
- 保険契約者、被保険者または保険金・給付金等受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、または関係を有していると認められるときには、保険契約のお申し込みはできません。また、保険契約締結後に上記の実態が認められるときには、保険契約を解除します。
- **ソニー生命の団体扱・特別団体扱・集団扱保険料は、一部の保険種類を除き、個別扱保険料より割高になりますので、ご注意ください。**

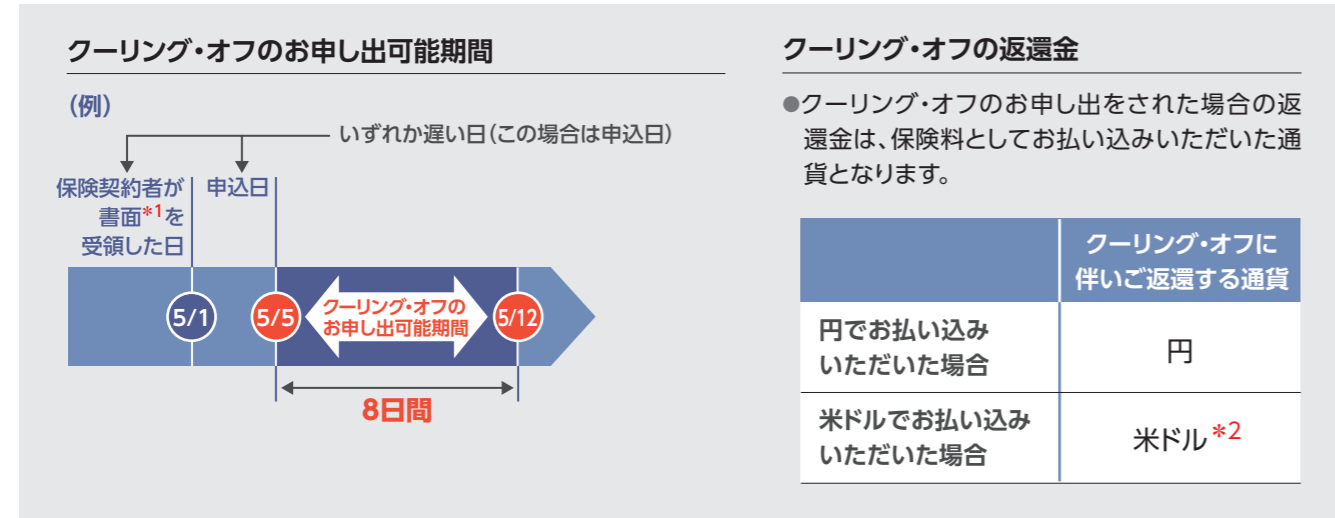
2

クーリング・オフ制度

申込の撤回等を行うことができます。

ご契約のしおり： P.17

- 保険契約者が申込の撤回等に関する事項を記載した書面もしくは電磁的記録を受領した日、または申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面もしくは電磁的記録により申込の撤回または保険契約の解除ができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。



*1 申込の撤回等に関する事項を記載した書面(電磁的記録を含みます)。

*2 米ドルでお払い込みいただいた金額と同額を返還いたします。ただし、米ドルでのご返還となるため、当初の資金が円の場合(銀行等で米ドルに両替した場合)、以下により、返還金が円ベースでは**元本割れすることがあります**。

- ・円から米ドルへの両替にかかる金融機関所定の手数料
- ・米ドルから円への両替にかかる金融機関所定の手数料
- ・送金および着金にかかる金融機関所定の手数料
- ・為替差損(益)

右記の場合、クーリング・オフはできません。

- ソニー生命が指定する医師による診査を受けたとき
- 債務履行の担保のための保険契約のとき
- 既契約の内容変更(特約の中途付加等)のとき

- 新たな保険契約の成立を条件に、現在の保険契約の解約等の効力を発生させる取扱を行った後、または保険契約の変換後にクーリング・オフした場合、通常の解約手続を行った保険契約と同様に、**解約等となった現在の保険契約、または変換前の保険契約の被変換部分を元の状態に戻すことはできません。**

クーリング・オフのお申し出方法

書面による場合

- 書面を前述の期間内(8日以内の消印有効)に担当者かソニー生命本社宛にご郵送ください。
- 専用の書類がございますが、便箋などをご使用になる場合は、お申し込みの撤回等の意思を明記し、被保険者氏名、お申し込みの保険種類、日付をご記入のうえ、保険契約者が署名*3してください(保険契約者が法人の場合は、お申し込みのときと同一のご印章[ご印鑑]もご捺印ください)。

*3 保険契約者が未成年の場合は上記に加え、親権者または後見人の署名が必要です。

電磁的記録による場合

- 電磁的記録による申込の撤回等の申出の窓口として、ソニー生命ホームページ(www.sonymylife.co.jp/)上に専用フォームを設けております。前述の期間内にご入力の上、送信してください。

* 保険契約者が法人の場合、改めて書面の記入およびご印章[ご印鑑]の捺印が必要となりますのでご注意ください。

3

告知義務(保険契約者および被保険者の皆さまへ)

正しく告知していただかないと、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

※ 指定通貨建積立利率更改型一時払終身保険は対象外です。

ご契約のしおり： P.20~21

告知義務について

- 保険契約者や被保険者には健康状態等について告知していただく義務があります。
- 担当者には告知受領権*がなく、担当者に口頭でお話しされても告知したことにはなりませんので、必ず告知書(ソニー生命所定の端末を使用する方法を含みます)に記入してください。

* 告知受領権は生命保険会社(ソニー生命所定の「告知書」)および生命保険会社が指定した医師が有しています。

申込内容、請求内容などについての確認

- 保険契約のお申し込み後、または保険金・給付金等や保険料払込免除のご請求の際、ソニー生命の社員またはソニー生命が委託した確認担当者が、申込内容または請求内容などについて、訪問または電話にて確認させていただく場合があります。

過去に傷病歴などがある方、正しく告知していただけない場合の取扱について

- ソニー生命では、傷病歴などがある場合でも、保険契約をお引き受けすることがあります。なお、特別な条件をつけてお引き受けすることや**お引き受けできないこともあります**。
- 告知の内容が事実と異なる場合、**保険契約を解除・取消することがあります**。



告知の前に必ず「告知と個人情報の取扱について」をご確認ください。

4

保険金・給付金等が支払われない場合

保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

ご契約のしおり： P.172~186

次のような場合には、保険金・給付金等のお支払いができません。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故等を原因とする場合
 - ※ 普通保険約款・特約条項に特に定めがあるときは、責任開始期前の疾病や不慮の事故等を原因とする場合であってもお支払いの対象となる場合があります。
- 告知義務違反により保険契約等が解除された場合
- 重大事由により保険契約等が解除された場合

- (例)
- 保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
 - 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるとき など

- 保険料のお払い込みがなく、保険契約等が失効している間に保険金・給付金等の支払事由や保険料の払込免除事由が発生した場合
 - ※ 失効取消期間中に保険金・給付金等の支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができることがあります。

- 詐欺により保険契約等が取消となった場合
- 保険金・給付金等の不法取得目的により保険契約等が無効となった場合
- 保険金・給付金等の免責事由に該当した場合

- (例)
- 責任開始日から3年以内*における自殺
 - 受取人等の故意または重大な過失による死亡 など
- * 保険契約を変換した場合、変換前の保険期間と変換後の保険期間を継続した保険期間とみなします。

5

保険料の払込猶予期間と保険契約の失効、無選択失効取消

保険料を払込猶予期間内にお払い込みいただかない場合、保険契約は失効することがあります。

ただし、失効後の一定期間(失効取消期間)中であれば、失効を取り消すことができます。 ※ 指定通貨建積立利率更改型一時払終身保険は対象外です。

ご契約のしおり： P.160～161

保険料の払込猶予期間と保険契約の失効

- 保険料は払込期月内にお払い込みください。
- 払込期月内にお払い込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間*1を設けていますが、**払込猶予期間内にお払い込みがないと、保険契約は失効します。**

*1 保険契約が有効のまま、保険料のお払い込みが猶予される期間のこと。

! 保険料の自動振替貸付が可能な場合には、あらかじめお申し出がない限り、自動的に保険料を立て替えて、保険契約を有効に継続させます。この場合、**所定の利率で利息がかかります(複利計算)。**

無選択失効取消

- 保険料のお払い込みを失念し、保険契約が失効した場合、失効取消期間中であれば、告知または診査を必要とせず、延滞保険料とソニー生命所定の利息をお払い込みいただくことで、失効日にさかのぼって失効を取り消すことができます*2。

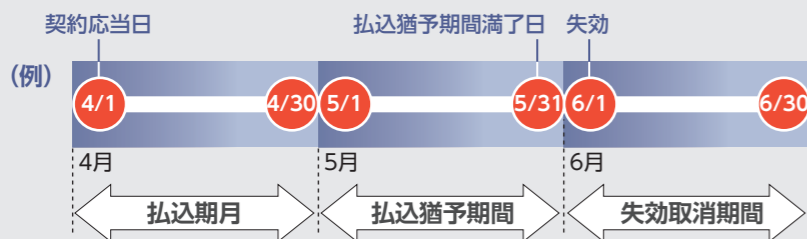
*2 「責任開始期に関する特約」が付加されている契約で、責任開始期の属する月の翌々月末日までに第1回保険料をお払い込みいただかなかった場合等については、無選択失効取消の対象とはなりません。

保険料の払込方法別の払込猶予期間と失効取消期間

- 払込猶予期間と失効取消期間は、保険料の払込方法によって次のとおりとなります。

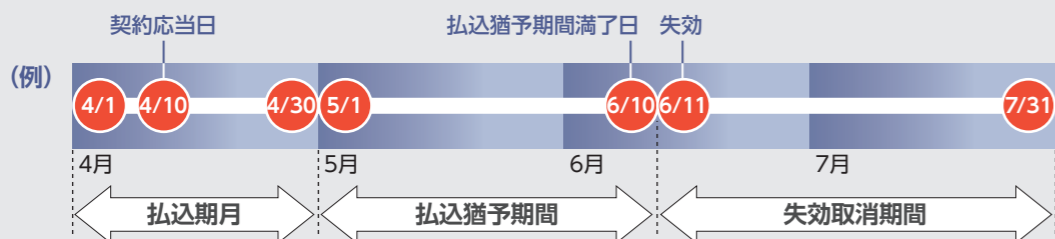
保険料の払込方法が月払の場合

- 払込猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までとなります。
- 失効取消期間は、払込猶予期間満了日の翌日から払込猶予期間満了日の属する月の翌月末日までとなります。



保険料の払込方法が年払・半年払の場合

- 払込猶予期間は、払込期月の翌月初日から、翌々月の月単位の契約応当日*3までとなります。
- 失効取消期間は、払込猶予期間満了日の翌日から払込猶予期間満了日の属する月の翌月末日までとなります。



*3 払込期月の契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日までとなります。

6

保険契約の復活

失効した場合でも所定の期間内であれば復活の請求ができます。 ※ 指定通貨建積立利率更改型一時払終身保険は対象外です。

ご契約のしおり： P.162

- 保険契約が失効*した場合でも、失効日からその日を含めて3年以内であれば、保険契約の復活を請求することができます。ただし、**健康状態等によっては、復活できないことがあります。**



* 失効後の一定期間(失効取消期間)中であれば、告知または診査を必要とせず、失効を取り消すことができます。詳細は、P.37をご確認ください。

7

保険金・給付金等のお支払いに関する手続

保険金・給付金等のご請求は、すみやかにご連絡ください。

ご契約のしおり： P.170～171

- 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合や、支払可能性があると思われる場合、また不明な点が生じた場合等は、すみやかに担当者またはソニー生命のカスタマーセンターまでご連絡ください。
- 保険金・給付金等の支払事由、ご請求手続、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については「ご契約のしおり・約款」、「保険金・給付金等お支払いガイドブック」、ソニー生命ホームページ(www.sonymlife.co.jp/)に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、不明な点が生じた場合等はご連絡ください。
- 保険金・給付金等は、請求に必要な書類がソニー生命に到着した日の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。ただし、書類だけでは確認ができない場合には45日以内、特別な照会や調査が必要な場合には、180日以内にお支払いし、受取人にその旨を通知します。

! ソニー生命からの重要なお案内ができないおそれがありますので、保険契約者の住所等を変更した場合は、必ずご連絡ください。

保険契約者代理請求人が 保険契約に関する手続を行うことができます。 指定代理請求人が保険金・給付金等を請求できます。

ご契約のしおり： P.206～207、188～189

保険契約者代理請求人制度について

- 保険契約者が手続^{*1}を行うことができない特別な事情がある場合、あらかじめ指定した保険契約者代理請求人が手続を行うことができます。
- 保険契約者代理請求人を指定している場合、保険契約者代理請求人へ保険契約者代理請求人制度についてあらかじめお伝えください。

^{*1} 保険契約者の変更や保険金・給付金等の受取人の変更など、**対象外となる手続があります。**

指定代理請求人制度について

- 受取人が保険金・給付金等^{*2}を請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定した指定代理請求人が請求することができます。
- 指定代理請求人を指定している場合、指定代理請求人へ支払事由および代理請求できる旨をあらかじめお伝えください。

^{*2} 受取人が被保険者である場合等の条件があります。

解約返戻金の金額は保険種類や経過年数等によって異なります。

ご契約のしおり： P.200～205

- 解約返戻金の金額は保険種類・契約年齢・保険期間・保険料払込期間および経過年数等によって異なります。場合によっては、まったくないこともあります。詳細については、担当者が提示する「ご提案設計書」でご確認ください。
- 保険料は預貯金と異なり、一部は保険金のお支払いや保険契約を締結・維持するために必要な経費に充てられます。したがって、**解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**
- 保険料払込年月数^{*1}が10年未満で解約・減額されたときの解約返戻金額は、解約日・減額日の責任準備金から所定の金額(解約控除費用)を控除した金額となります。ただし、保険料の払込期間が終了している場合または保険料の払込方法が一時払の場合^{*2}、解約控除費用は発生しません。なお、解約控除費用は、保険種類、保険料払込期間、経過年数等により異なるため、具体的な金額を表示することはできません^{*3}。
- 払込方法が年払、半年払で未経過保険料がある場合には、保険契約者に払い戻します。

^{*1} 指定通貨建積立利率更改型一時払終身保険(無告知型)の場合は、「経過年数」と読み替えます。

^{*2} 指定通貨建積立利率更改型一時払終身保険(無告知型)を除きます。

^{*3} 指定通貨建積立利率更改型一時払終身保険(無告知型)についてはP.32に計算方法を掲載しておりますので、ご参照ください。

保険金・給付金等の金額が、払込保険料の合計額よりも 少なくなることがあります。

ご契約のしおり： P.18

- **保険金・給付金等の金額が**、保険種類・契約年齢・保険期間・保険料払込期間および経過年数等によっては、**払込保険料の合計額を下まわることがあります**ので、ご注意ください。特に契約年齢が上がると、この傾向が強くなります。詳細については、担当者が提示する「ご提案設計書」でご確認ください。

保険契約に関する税金についての説明です。

ご契約のしおり： P.194～199

生命保険料控除について

- お払い込みいただいた保険料は「生命保険料控除」の対象となり、一定の金額の所得控除を受けることができます。
※ 保険料の払込方法が一時払の場合、お払い込みいただいた当該年のみ保険料控除の対象となります。
ただし、契約日がお払い込みいただいた年の翌年となる場合は、契約日の属する年の控除の対象となります。

保険金等および解約返戻金の税法上の取扱

- 死亡を事由としてお支払いする死亡保険金のお受け取り時の課税について、保険契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人の関係により、相続税、所得税(一時所得・雑所得)^{*1}、贈与税のいずれかの課税対象となります。
- 生存を事由としてお支払いする満期保険金のお受け取り時の課税について、保険契約者(保険料負担者)と受取人の関係により、所得税(一時所得・雑所得)^{*1}、贈与税の課税対象となります。
- 疾病や傷害などを事由としてお支払いする特定疾病保険金・入院給付金等について、受取人が被保険者本人であるとき、税金はかかりません(非課税)^{*2}。
- 保険契約を解約し、解約返戻金を受け取ったときは、所得税(一時所得)^{*1}の課税対象となります^{*3}。ただし、保険契約者と保険料負担者が異なる場合は、贈与税の課税対象となります。
※ 所定の保険契約を契約日から5年以内に解約した場合、源泉分離課税の対象となります。

^{*1} 所得税の課税対象となる場合、住民税についても課税対象となります。

^{*2} 受取人が被保険者の配偶者・直系血族または生計を一にするその他親族であるときも、税金はかかりません(非課税)。

^{*3} 既払込保険料合計額との差益が課税対象額となります。

上記の税務は、2026年3月現在の内容を記載していますが、将来、変更されることがあります。
なお、個別の取扱については、所轄の税務署にご確認ください。



**米ドル建保険および指定通貨建積立利率更改型一時払終身保険(無告知型)[米ドル建]に関する、
保険契約者が法人の場合の税金については、「ご契約のしおり」P.198～199でご確認ください。**

現在ご契約の保険契約を解約・減額等すると 不利益になることがあります。

ご契約のしおり： P.18

現在の保険契約の解約・減額について

- **解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**
保険種類によっては契約後短期間で解約したときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- **配当の請求権を失うことがあります。**

新たな保険契約の締結について

- 新たな保険契約の締結にあたっては告知義務があります。そのため、特別な条件をつけてお引き受けすることやお引き受けできないことがあります。
- 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 新たな保険契約の締結に際して詐欺の行為があった場合、詐欺による取消の規定が適用されます。
- 責任開始日から3年以内(保険契約を変換した場合、変換前の保険期間と変換後の保険期間を継続した保険期間とみなします)の自殺の場合や責任開始期前の発病の場合には、**保険金・給付金等が支払われないことがあります。**
- 既契約の契約者貸付金を新契約の保険料に充当することを前提とする等、保険契約者の経済合理性を欠く可能性のあるお取り扱いはありません。

生命保険会社が経営破綻した場合等

13

生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化、または経営破綻により保険金額・給付金額等が削減されることがあります。

ご契約のしおり： P.28～29

- ソニー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。ソニー生命が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも **ご契約時の保険金額・給付金額・年金額等は削減されることがあります。**

生命保険契約者保護機構 **TEL 03-3286-2820** 9:00～12:00、13:00～17:00
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
ホームページアドレス **www.seihohogo.jp/**

相談・苦情窓口について

14

相談・照会・苦情がある場合にはご連絡ください。

ご契約のしおり： P.32

- 生命保険のご契約や手続に関する相談・照会・苦情については、ソニー生命カスタマーセンターへご連絡ください。

ソニー生命カスタマーセンター **☎0120-158-821** 9:00～17:30
（日曜日、ゴールデンウィーク、年末年始を除く）

- 生命保険商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

一般社団法人生命保険協会ホームページ **www.seiho.or.jp/**

個人情報の取扱（保険契約者および被保険者の皆さまへ）

15

個人情報の取扱についての説明です。

ご契約のしおり： P.24～26

個人情報の利用目的

ソニー生命は、保険契約に関するお客さまの個人情報を次の目的のために必要な範囲で取得・利用します。なお、保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店・契約確認会社・嘱託医を含む）に提供することがあります。

- ▶ 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ▶ ソニー生命、その関連会社・提携会社の各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理
- ▶ ソニー生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ▶ その他保険に関連・付随する業務

再保険

ソニー生命は、保険契約に関するお客さまの個人情報を、再保険の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険会社等に提供することがあります。再保険会社が外国に存在する場合の個人情報保護制度に関する情報につきましては、ソニー生命ホームページ（www.sonymlife.co.jp/policy/information/#crossborder）をご確認ください。

機微（センシティブ）情報*の取扱

ソニー生命は、事業の適切な業務運営を確保するために、お客さまの同意に基づき業務遂行上必要な範囲で、お客さまの健康状態・身体の障がい状態、過去の傷病歴などの機微（センシティブ）情報*を取得・利用します。

*保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

グループ会社における共同利用

※「グループ会社」とは、ソニーフィナンシャルグループ株式会社ならびにその連結対象会社および持分法適用会社のうち、個人情報保護法第23条第5項第3号に基づく对外告知を実施済みの会社を指します。

ソニー生命は、次の目的のために、グループ会社間でお客さまの個人データの共同利用を行います。

詳細については、ソニー生命プライバシーポリシー（www.sonymlife.co.jp/policy/）をご参照ください。

- ▶ グループ会社が提供する各種金融商品やサービスの企画・開発のため
- ▶ グループ会社の企業情報、各種金融商品やサービスその他の関連情報についてのご提案、ご案内、ご提供またはそれらへのご意見やお問い合わせへの対応のため
- ▶ その他、上記に付随する業務およびグループ会社の業務運営を円滑に履行するため

契約内容登録制度・契約内容照会制度

ソニー生命は、一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます）、協会加盟の各生命保険会社等（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、保険契約等のお引き受けの判断または保険金もしくは給付金等（以下「保険金等」といいます）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報を協会に登録しております。登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申し込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。

支払査定時照会制度

健全な生命保険制度の維持・発展およびお支払い等の判断の参考とすることを目的に、ソニー生命は、協会、各生命保険会社等から保険契約等に関する情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等へ情報を提供することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、ソニー生命ホームページ（www.sonymlife.co.jp/policy/information/registration/）をご確認ください。
※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、ソニー生命ホームページ（www.sonymlife.co.jp/policy/information/introduction/）をご確認ください。

ご契約の際には、必ず「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」について

- 「ご契約のしおり・約款」は、Web版・冊子版の2種類をご用意しております。紙の原材料使用量の削減による環境保全推進の観点から、原則的にはWeb版をご利用いただくこととしておりますが、冊子版を請求していただくことも可能です。
- Web版については、インターネットを利用してソニー生命ホームページ上の「Web約款」をご覧ください。冊子版を希望される場合には、保険契約のお申し込み手続きの中で希望有無を確認させていただきます。
 - 「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や、諸手続・税金などについてわかりやすく説明したものです。
 - 「約款」は、ご契約内容について定めたものです。契約の内容が、保険契約者とソニー生命の取り決めとなります。

「Web約款」について

- ソニー生命ホームページ上でいつでも、パソコン・タブレット・スマートフォンで閲覧できます。
- 冊子版のように保管は不要です。紛失の心配もありません。
- 文字を拡大して閲覧できます。
- 検索機能を使用し、調べたいことをすぐにみつけることができます。

ご留意いただきたい事項

「Web約款」は保存・印刷することができますが、**お客様のインターネットの接続状況や使用する端末によっては、保存や印刷に時間がかかることがあります。**

「Web約款」の閲覧方法については、次ページをご覧ください。

Web版ご契約のしおり・約款のご案内

「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項を記載したもので、ソニー生命ホームページにて閲覧ができます。

Webで検索して閲覧する方法

手順①

A Bいずれかの方法でソニー生命ホームページのWeb約款（ご契約のしおり・約款）へアクセスしてください。

A 二次元コードでアクセス



スマートフォン等で二次元コードを読み取って、**手順②**の画面に進んでください。

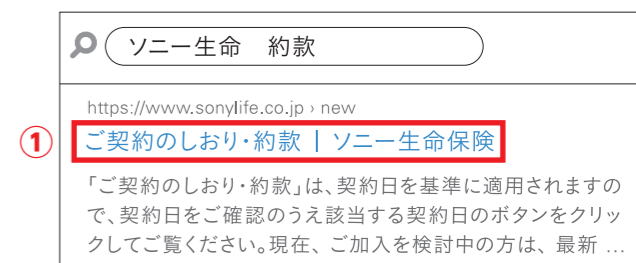
〈サイトURL〉
https://www.sonylife.co.jp/contractor/policy/new/

B 検索サイトからアクセス

ソニー生命 約款

下記①を選択して**手順②**の画面に進んでください。

※URLにwww.sonylife.co.jp/が含まれていることを必ずご確認ください。



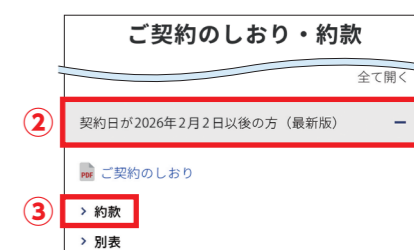
※検索サイトのイメージ

手順②

ご契約の「**契約日**」、「**約款**」の順に選択してください。

保険証券等に記載されたご契約日より「該当する契約日」(②)を選択すると、閲覧可能なメニューが表示されますので、「約款」(③)を選択してください。

※「改定のご案内」等が掲載されている場合は、そちらも必ずご確認ください。



手順③

該当の「**約款コード**」を選択してください。

「約款コード」より、下記に記載の「約款コード」(④)を選択してください。

※「商品名」「分野」でも検索していただけます。

約款コード A-57: 指定通貨建積立利率更改型一時払終身保険



※ホームページ画面のデザインやボタンの場所等は変更になることがあります。

Web版の閲覧に追加して冊子版をご希望される場合

冊子版「ご契約のしおり・約款」の後送をご希望される場合は、保険契約のお申し込み手続きの中で希望有無を確認させていただきます。

電子でお申し込みの場合は、お申し込み手続き中の「約款交付に関して画面」で確認させていただきます。

申込書(紙)でお申し込みの場合は、お申し込み手続きの際に募集担当者にお申し出ください。

ご希望の方には保険契約成立後に冊子版「ご契約のしおり・約款」を送付させていただきます。

なお、Web版の閲覧を希望せずに冊子版のみをご希望の場合は、保険契約をお申し込みいただく際に募集担当者にお申し出ください。

【生命保険募集人について】

- 担当者(生命保険募集人)はお客さまとソニー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してソニー生命が承諾したときに有効に成立します。また、担当者(生命保険募集人)の身分・権限につきまして確認をご要望の場合は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

《カスタマーセンター》 0120-158-821 9:00~17:30 ※日曜日、ゴールデンウィーク、年末年始を除く

- 担当者が現金・小切手をお預かりすることは一切ありません。
- この保険は、外貨建保険販売資格を持った担当者がお取り扱いします。

【通信料などについて】

- インターネット接続に必要な通信料などはお客さまのご負担となります。

【引受保険会社】



本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
ホームページ www.sonymylife.co.jp/

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

SL25-7250-0024

【募集代理店】



[住友生命保険相互会社]
本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35
東京本社 〒104-8430 東京都中央区八重洲 2-2-1
〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索

お届けしたのは…